

第2期

湯沢市子ども未来応援計画

～未来の湯沢市をつくる子どもたちのために～

(令和5年度～令和6年度)

秋田県 湯沢市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨……………3
- 2 計画の位置づけ……………4
- 3 計画の期間……………4

第2章 第1期計画の取り組みと評価

- 1 第1期計画の取り組みと評価……………7

第3章 子どもの貧困にかかる現状と課題の整理

- 1 子どもを取り巻く現状……………13
- 2 課題の整理と対策……………23

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念……………31
- 2 計画の基本目標……………31
- 3 基本目標の実現のために取り組む施策……………31
- 4 計画の施策の体系……………32

第5章 施策の展開

- 1 施策展開Ⅰ 気づきつながらる支援……………35
- 2 施策展開Ⅱ 教育の支援……………37
- 3 施策展開Ⅲ 生活の支援……………38
- 4 施策展開Ⅳ 保護者に対する就労の支援……………40
- 5 施策展開Ⅴ 経済的な支援……………41

第6章 計画の推進体制

- 1 重点施策ごとの評価目標……………45
- 2 ネットワーク体制の構築……………52
- 3 計画の進捗管理……………53

資 料

- 1 第1期計画の取り組みと評価……………55
- 2 子どもの未来応援アンケート調査結果……………61
- 3 ネットワーク会議から見える子どもの現状……………81
- 4 子どもの貧困に関する指標……………84
- 5 計画策定の過程……………85
- 6 湯沢市子どもの未来応援計画策定会議設置要綱……………86
- 7 第2期湯沢市子どもの未来応援計画策定会議委員名簿……………88

はじめに

明日の湯沢市を支え発展させていくのは、子どもたちであり、その子どもたちが夢と希望を持ち、自分の可能性を信じてたくましく成長していくことは、全ての市民の願いであり、その環境を整えていくことは、社会全体で取り組むべき責務でもあります。

本市では、平成29年3月に「湯沢市子どもの未来応援計画」を策定し、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自らの夢や希望がかなえられるよう「気づきつながる支援」を重点的な取り組みと位置づけ「教育、生活、保護者に対する就労及び経済的な支援」の施策を展開し、計画を推進してまいりました。

この度、第2期計画の策定にあたり、第1期計画の取り組みを継承し、更なる拡充を図るため、アンケート調査や子ども食堂等を展開しているNPO法人からのヒアリングを実施しました。その結果、少子化や核家族化による子育ての孤立の高まりや、子どもの抱える課題が潜在化し必要な支援が子どもに届かない恐れがあるなどの課題がみつかりました。

これらの課題に対して、保健師等による妊娠期から出産、子育てまでの伴走支援を行い、全ての子育て家庭が、より安心して子育てできる環境づくりや、保育所・認定こども園及び学校等の関係機関と連携し、子どもの課題を早期発見、早期支援できる体制を更に強化するとともに、NPO法人等が行う子どもの居場所づくりの活動を応援し、民間・行政が連携した支援や身近な所で子どもの課題に気づきつながる体制を整備してまいります。

また、これに加え、第2期計画の基本目標に定める5つの施策を展開し、子どもたちがたくましく成長できる地域社会の実現を目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言を賜りました湯沢市子どもの未来応援計画策定会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

湯沢市長

佐藤 一夫

第1章

計画の策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

明日の湯沢市を支え発展させていくのは、子どもたちであり、その子どもたちが夢と希望を持ち、自分の可能性を信じて前向きに挑戦する環境を整えていくことは、本市の将来を支える積極的な人材育成の施策としてとても重要なことです。

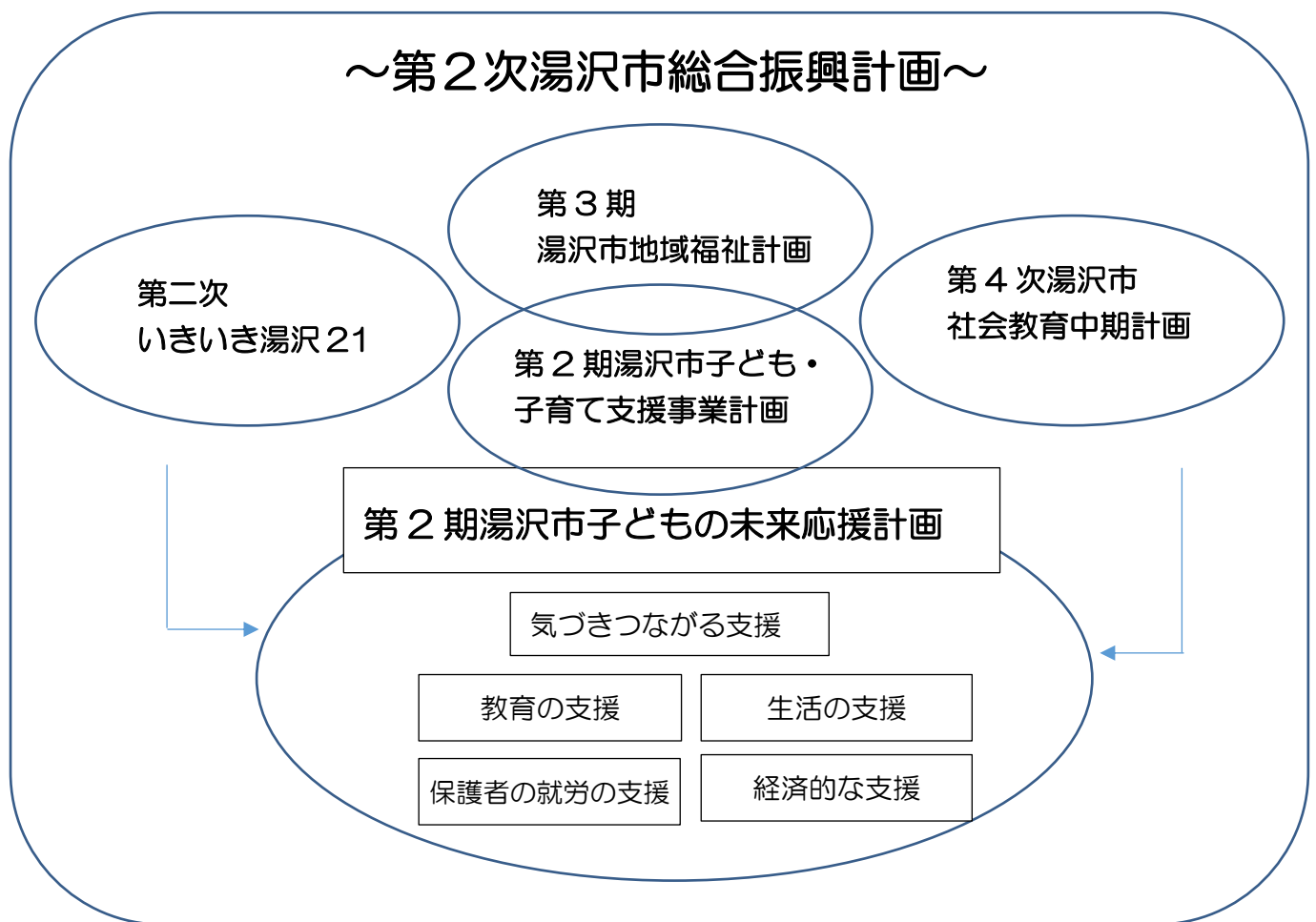
厚生労働省が実施した国民生活基礎調査結果によると、平成 24 年の我が国における子どもの貧困率は 16.3%と過去最悪を更新しました。こうした状況を背景として、国は平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。しかしながら、令和 2 年 7 月に公表された平成 30 年の我が国における子どもの貧困率は 13.5%と、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい水準となりました。

本市においては、平成 30 年 3 月に「湯沢市子どもの未来応援計画」を策定し、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく自らの夢や希望が実現できるよう、適切な支援が確実に子どもたちに届き、たくましく成長できる環境を整えることを目標に、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間として、第 1 期計画に基づいて取り組みを進めてきました。しかしながら、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の子どもの貧困対策をより一層推進していく必要があります。

こうしたことから、本市における子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、第 1 期計画の取り組みを継承し、更なる支援の拡充を図り、第 2 期となる計画（以下、「本計画」という。）を策定し、取り組みを進めてまいります。

2 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「第2次湯沢市総合振興計画」を上位計画とし、「第2期湯沢市子ども・子育て支援事業計画」「第4次湯沢市社会教育中期計画」等本市の各種計画や国の大綱、県の計画と整合性を図りつつ、子どもの生活の状況や環境を把握し、「気づきつながらる支援」を重点に「教育、生活、保護者の就労及び経済的な支援」を子どもの貧困対策に資する取組として整理し、本市の施策を総合的に推進します。



3 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和6年度までの2年間とします。

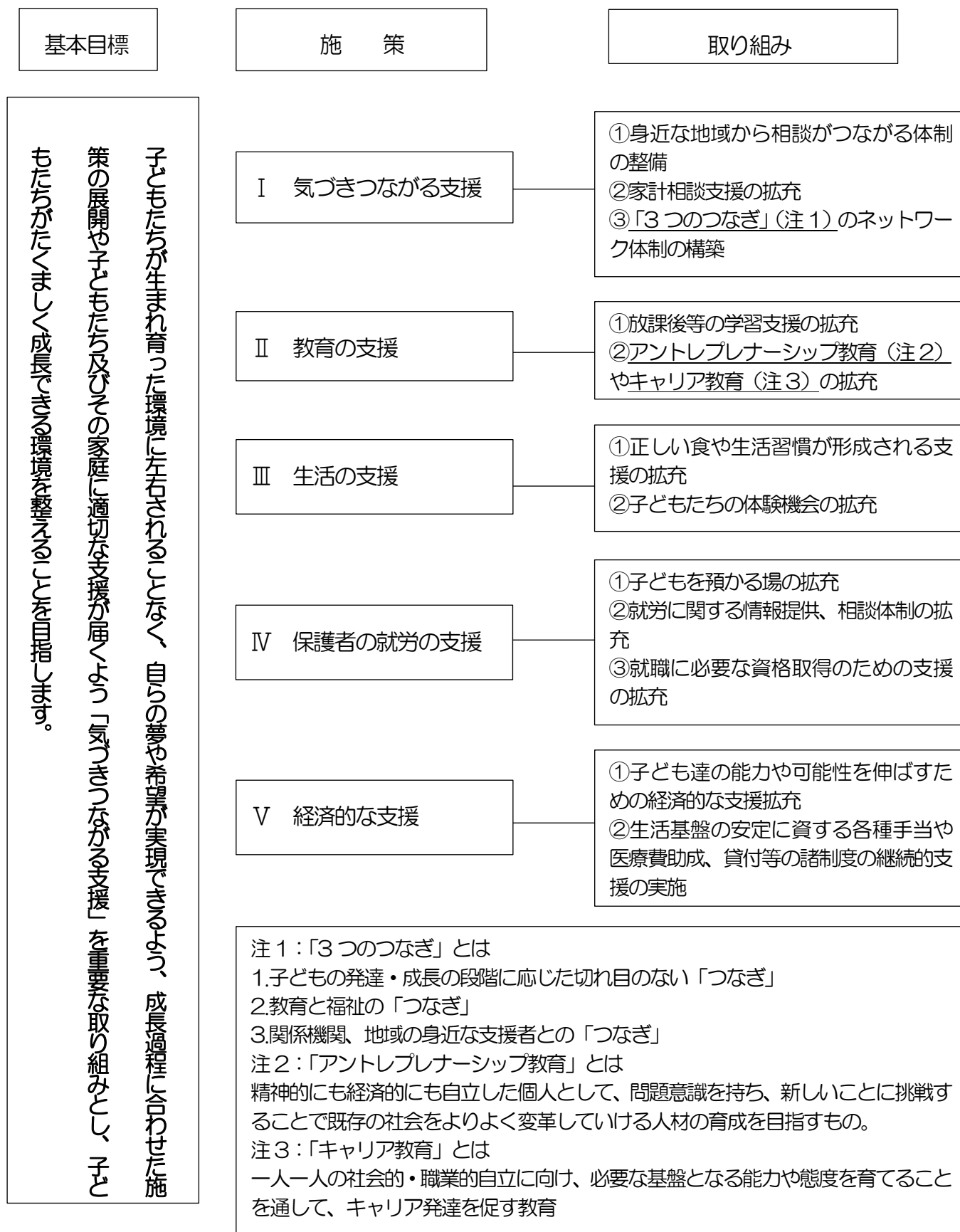
なお、令和7年度以降は子ども基本法に基づく、市町村子ども計画として子どもに関する各計画を一体的に策定し、施策を推進します。

第2章

第1期計画の 取り組みと評価

第2章 第1期計画の取り組みと評価

第1期計画の施策の体系



施策Ⅰ 気づきつながらる支援

<p>取 り 組 み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業 ・子ども家庭拠点事業 ・生活困窮自立支援事業 ・重層的支援体制整備事業 ・心の教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター事業 ・「3つのつなぎ」ネットワーク体制の構築 ・民生委員事業 ・5歳児教育相談会 ・スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーとの連携
<p>効 果 と 課 題</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から出産、子育て期まで個々の状況を把握し、必要に応じた支援を行い、不安を軽減することができている。 ○関係機関との連携を図りながら、対象者が孤立することのないよう切れ目ない支援ができている。 ○安心して子どもや家庭について相談できる体制ができている。 ○生活困窮世帯の見守りや相談活動など早期に対応し、問題解決につながる支援につなげている。 ○就学に関する心配事への早期からの支援を行い、5歳児教育相談会には相談できる場として参加者も増えている。 ○市内全中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みを抱える生徒・保護者の相談を受け、教職員と連携しながら対応を図った。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複雑な課題を抱えた要支援家庭等に対する困難な対応が増加している ○身近な地域からの「気づくつながらる」体制が不十分である。 ○身近な地域での「子どもの居場所」が不足している。 ○複合的な問題を迅速に解決するための地域の連携や社会資源が不足している。 ○継続した支援を行うため関連機関とのより一層の連携が必要である。

施策Ⅱ 教育の支援

<p>取 り 組 み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業 ・夢の教室 ・生活困窮自立支援事業（学習支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書推進事業 ・放課後子ども教室 ・放課後デイサービス事業
	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳児期から本に親しむきっかけづくりや読書の記録帳の贈呈や利用促進などで読書に対する興味・関心の醸成を図ることができている。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタルデバイスの普及による読書離れが進んでいる。

効果と課題	<p>○夢の教室は子どもの夢を育むとともに健やかな成長を後押しする取り組みとなり、好評を得ている。</p> <p>○子どもが安全に安心して過ごせる居場所を確保し、学習支援やスポーツや地域の交流活動を通して健全育成を図っている。</p> <p>○基礎学力の形成に加えて、勤労意欲の醸成や生活態度の改善がなされた。</p> <p>○生活能力に支援が必要な児童・生徒の生活能力向上のための訓練などの取り組みにより、勤労意欲の醸成や生活態度の改善につながった。</p>	○サービス提供できる事業所及び人材が不足している。
-------	--	---------------------------

施策Ⅲ 生活の支援

取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・結婚・子育て資金利子補給事業 <li style="width: 50%;">・家事代行シェアリング事業 <li style="width: 50%;">・離乳食教室・食育教室 <li style="width: 50%;">・子育て支援総合センター事業 <li style="width: 50%;">・ファミリー・サポート・センター事業 <li style="width: 50%;">・子育てシェアリング事業 <li style="width: 50%;">・住宅確保給付金 <li style="width: 50%;">・生活困窮自立支援事業 <li style="width: 50%;">・フードバンク 	
効果と課題	<p>【効果】</p> <p>○新婚世帯や子育て世帯の経済的な負担の軽減につながった。</p> <p>○家事代行の利用により、利用者の家事に対する精神的、肉体的負担の軽減や生活にゆとりをもたらすことができた。</p> <p>○離乳期の食事に関する不安の軽減につながっている。</p> <p>○望ましい食習慣の形成のための取り組みを行い、早期からの意識づけにつながっている。</p> <p>○親子の遊び場、交流の場として利用してもらいながら、相談対応を行い、育児不安の解消が図られた。</p> <p>○経済的困窮による住居喪失の不安が解消され、自立に向けた就職活動を促すことができた。</p>	<p>【課題】</p> <p>○家事代行シェアリング事業では「他人が家に入る」ことなど利用者の不安があることから、利用が増えていない。</p> <p>○朝食の欠食や偏った栄養摂取など食生活の乱れがみられる。</p> <p>○核家族化やライフスタイルの変化により家族が揃って食事の機会が減り、家庭での食育が難しくなっている。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業の協会の不足。</p> <p>○「子ども食堂」等、子どもの居場所が不足している。</p>

	<p>○生活困窮に係る問題について相談体制の整備を図り、生活困窮世帯の減少につながった。</p> <p>○フードボックスを管理し、フードロスの取り組みと困窮世帯への支援ができた。</p>	
--	---	--

施策Ⅳ 保護者の就労の支援

取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業 ・生活保護制度に係る就労自立給付費 ・病児保育事業 ・母子父子自立支援事業 ・就労に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 ・生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） ・放課後児童クラブ ・自立支援教育訓練給付金
効 果 と 課 題	<p>【効果】</p> <p>○障がい児を一時的に預り、保護者が就労できる環境を整えた。</p> <p>○保護者が就労している間の児童の育成、教育の場を提供し、安心して就労できる環境が整備された。</p> <p>○子どもの急な体調不良時に保護者が安心して就労できる施設を整備し、子育てしやすい環境を整えることができた。</p> <p>○就労支援やひとり親家庭が抱える生活課題に寄り添った支援や適切な支援策の提案により自立につながっている。</p>	<p>【課題】</p> <p>○障がい児を一時的に預るサービスが不足している。</p> <p>○放課後児童クラブの計画的な整備。</p> <p>○病児保育室の利用促進。</p>

施策Ⅴ 経済的な支援

<p>取 り 組 み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産おめでとう事業 ・ くるくるリサイクル事業 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・ 福祉医療費給付 ・ 特別支援教育に関する支援の充実 ・ 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助 ・ 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣 ・ 生活福祉資金貸付制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料の軽減 ・ 各種手当等の支給 ・ ひとり親家庭住宅整備資金 ・ 要保護児童等への就学援助 ・ 奨学金貸付 ・ たすけあい資金
<p>効 果 と 課 題</p>	<p>【効果】</p> <p>○ 出産おめでとう事業、保育料の軽減、くるくるリサイクル事業など経済的支援により負担の軽減につながっている。</p> <p>○ 奨学金の貸付により高等教育の機会を持てる支援となり、保護者の経済的負担の軽減や生徒の学習意欲の高揚につながっている。</p> <p>○ 法令による助成や給付、各種手当のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時給付金の支給により子育て世帯の経済的支援を行い、経済的負担が軽減されている。</p> <p>○ 児童・生徒の各種競技大会の補助により、活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減が図られている。</p>	<p>【課題】</p> <p>○ 必要な情報を必要な方に届けるための周知方法。</p> <p>○ 経済的理由から、スポ少や部活動などやりたいことを諦めなければならない子どもがいる。</p>

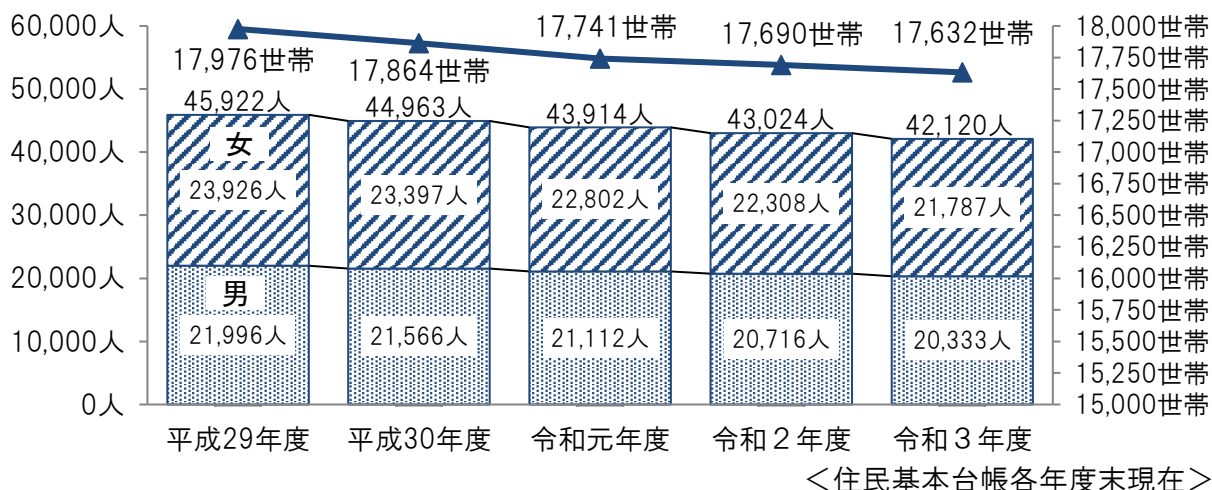
第3章

子どもの貧困にかかる 現状と課題の整理

1 子どもを取り巻く現状

1. 人口及び世帯数の推移

○男女別総人口及び世帯数の推移



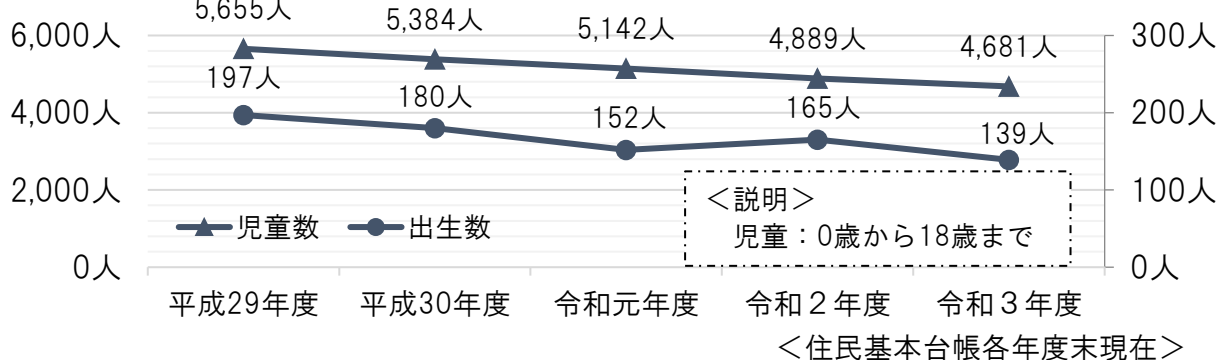
人口の推移をみると、令和3年度は42,120人で、平成29年度の45,922人に比べ、3,802人の減少となっています。

男女ともに減少傾向にあります。男女の割合はほぼ一定となっています。

世帯数については、令和3年度は17,632世帯で、平成29年度に比べ、344世帯の減少となっています。

1世帯当たりの世帯人員数は、平成29年度には2.55人でしたが、令和3年度には2.39人と減少傾向にあり、単身世帯や核家族世帯が増加しているものと思われます。

○児童数及び出生数の推移



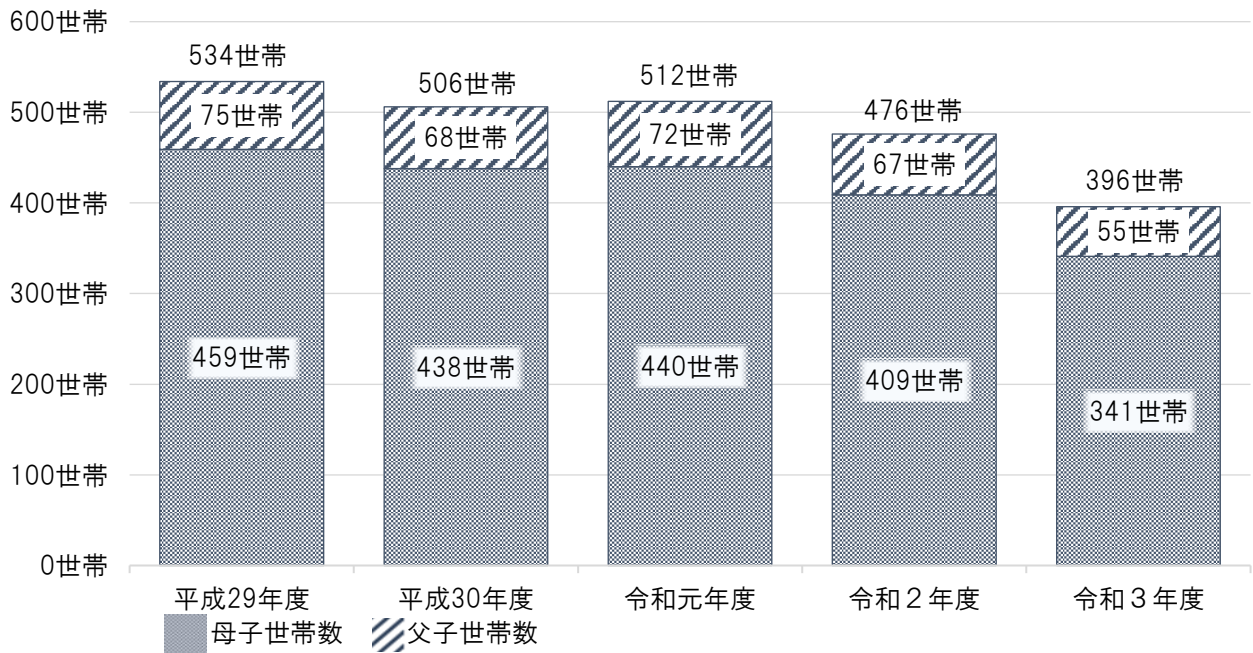
児童数は、令和3年度は4,681人で、平成29年度と比べ974人の減少となっています。

出生数は、令和3年度は139人で、平成29年度と比べ58人の減少となっています。

【人口及び世帯数の課題】

1世帯あたりの世帯人員が減少傾向にあり、核家族世帯が増加していることが考えられます。また、児童数、出生数ともに減少傾向にあり、今後も減少することが予測される。このことから、家族の支援が期待できない、近所に子育て世帯が無いなど、子育ての孤立のリスクが高まることが懸念されます。

○母子・父子世帯の状況

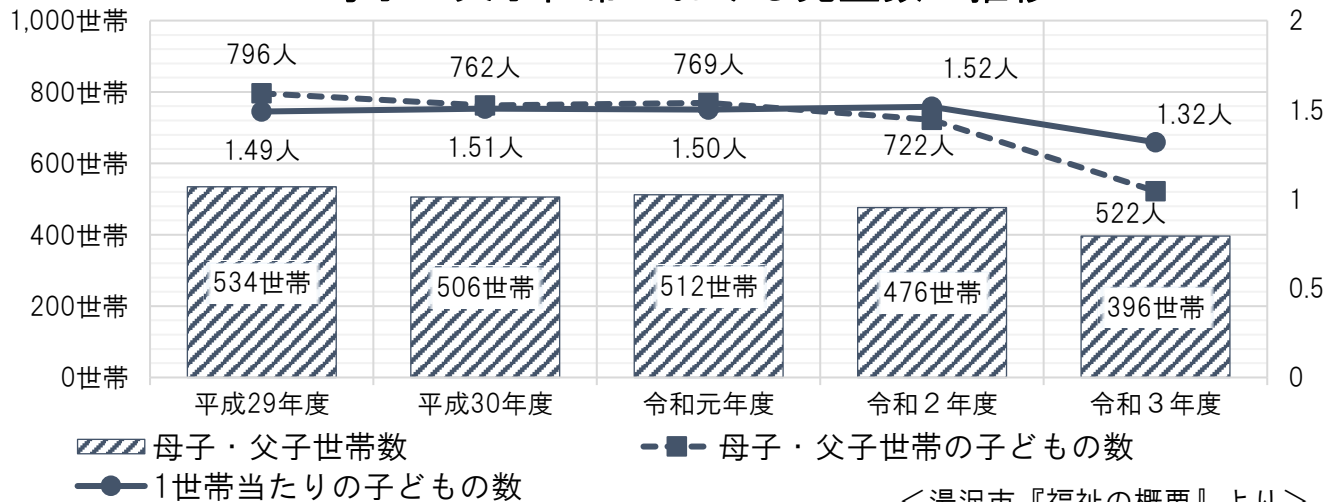


<湯沢市『福祉の概要』より>

母子・父子世帯数の推移をみると、平成29年度の534世帯から、令和3年度には396世帯と、138世帯の減少となっています。

令和3年度で大きく減少した理由としては、母子・父子世帯が例年に比べ転出が多く、また再婚した家庭も比較的多かったことが挙げられます。

○母子・父子世帯における児童数の推移

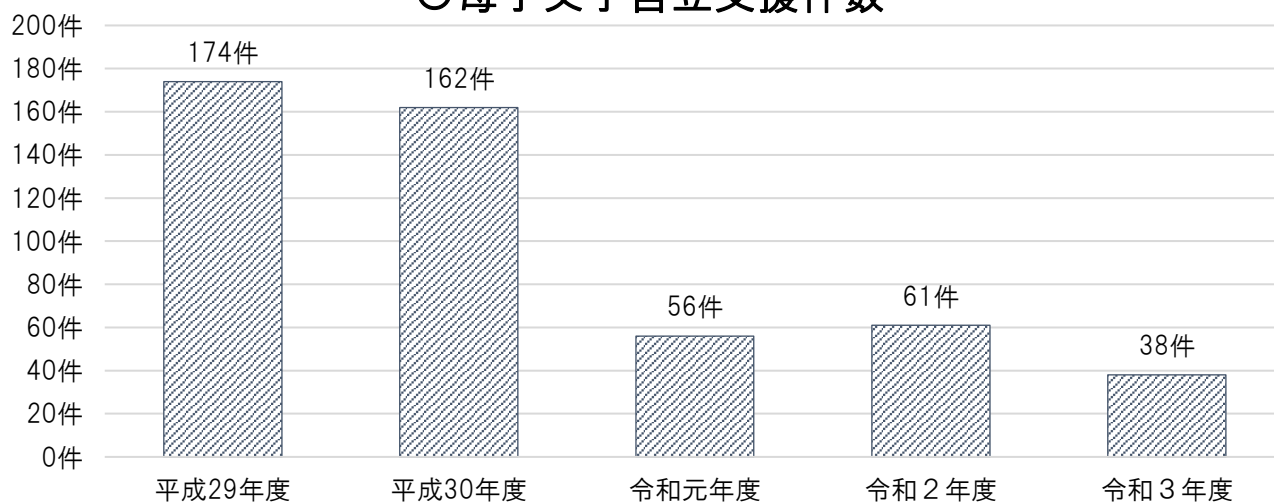


<湯沢市『福祉の概要』より>

母子・父子世帯の子どもの状況をみると、母子・父子世帯数の減少にともなって、対象世帯の子どもの数も、令和2年度から3年度までの1年間で200人の減少となっています。

母子・父子世帯の1世帯当たりの子どもの数は1.32人まで減少しています。

○母子父子自立支援件数



<湯沢市『福祉の概要』より>

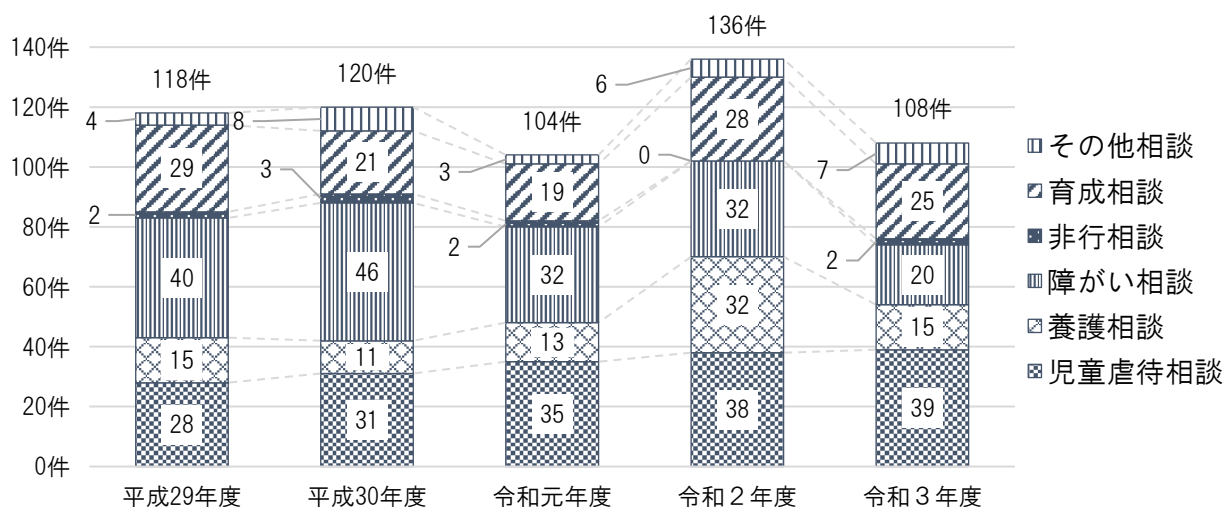
(平成30年までは電話相談も含めた相談件数を計上していましたが、令和元年度からは継続した支援が必要な家庭に対する支援の件数を計上しています。)

【ひとり親世帯の課題】

- ・母子、父子世帯ともに減少傾向にあるが、支援を必要とする家庭はまだ一定の水準で推移しています。

3. 児童福祉の状況 (1) 児童の状況

○家庭児童相談の状況

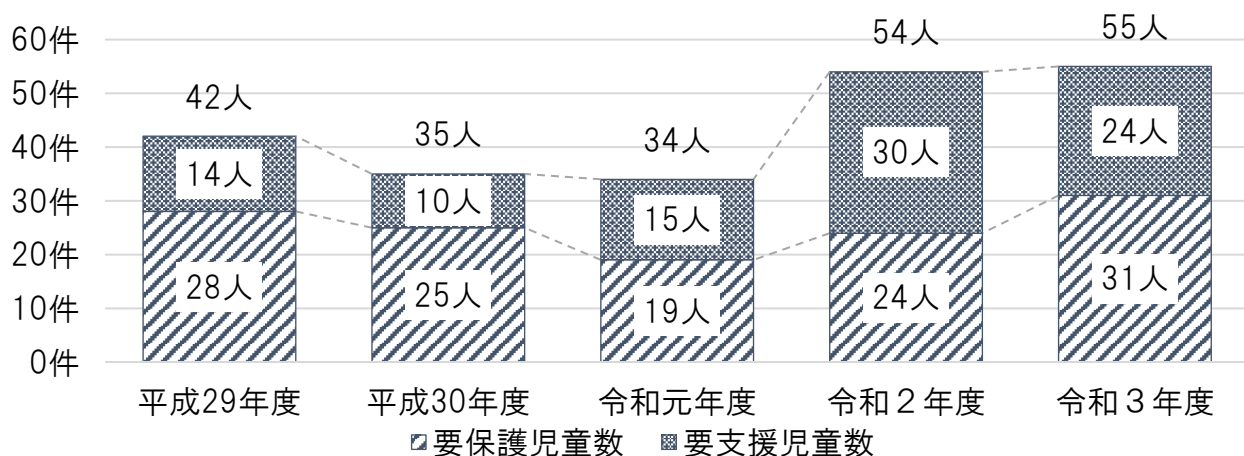


家庭児童相談における相談件数は、年度により多少増減はあるものの、年間相談件数は常に100件を超えており、令和3年度には合計で108件の相談がありました。

相談の内容としては、毎年度、「養護相談」、「障がい相談」、「育成相談」等の件数が多く、中でも児童虐待に関する相談は年々増加しています。

○要保護児童・要支援児童の推移

＜用語の解説＞	
要保護児童	虐待を受けているなど養育環境が好ましくなく、保護者に監護させるのが不適切な児童や犯罪をなす恐れのある児童
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童 (保護者の子に対する食事や衣服など不適切な養育状態にある場合も含む)

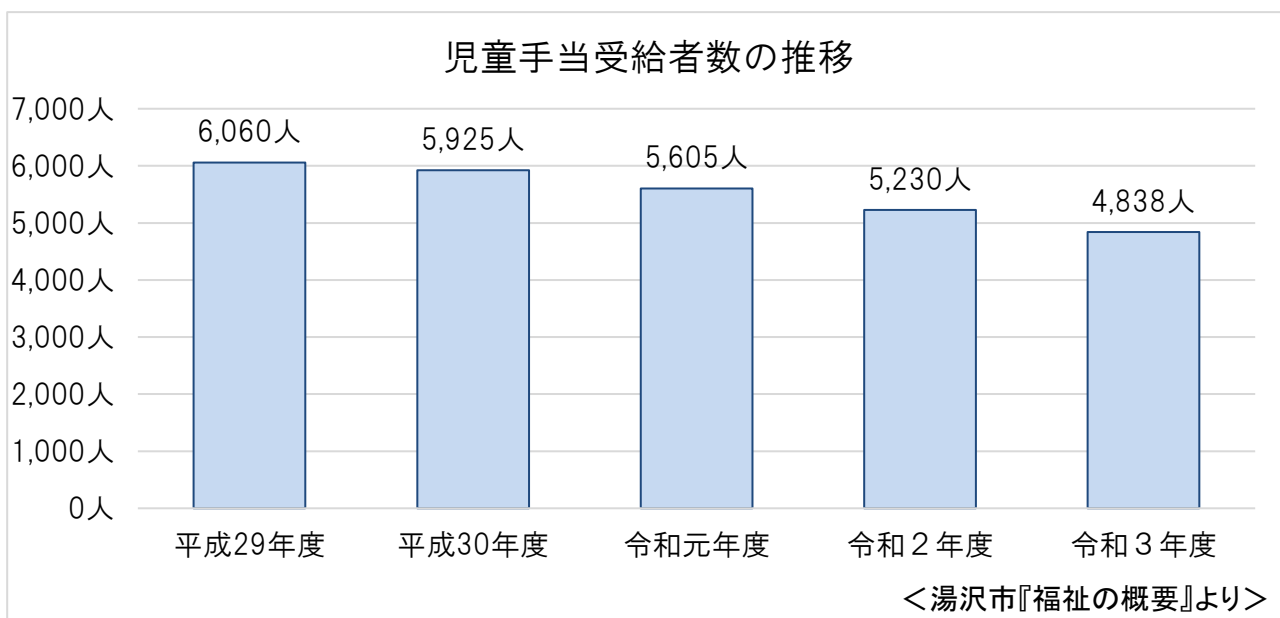


要保護児童・要支援児童とも、令和2年度から増加傾向にあることから、児童及びその家庭への支援が増加しています。

(2) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当

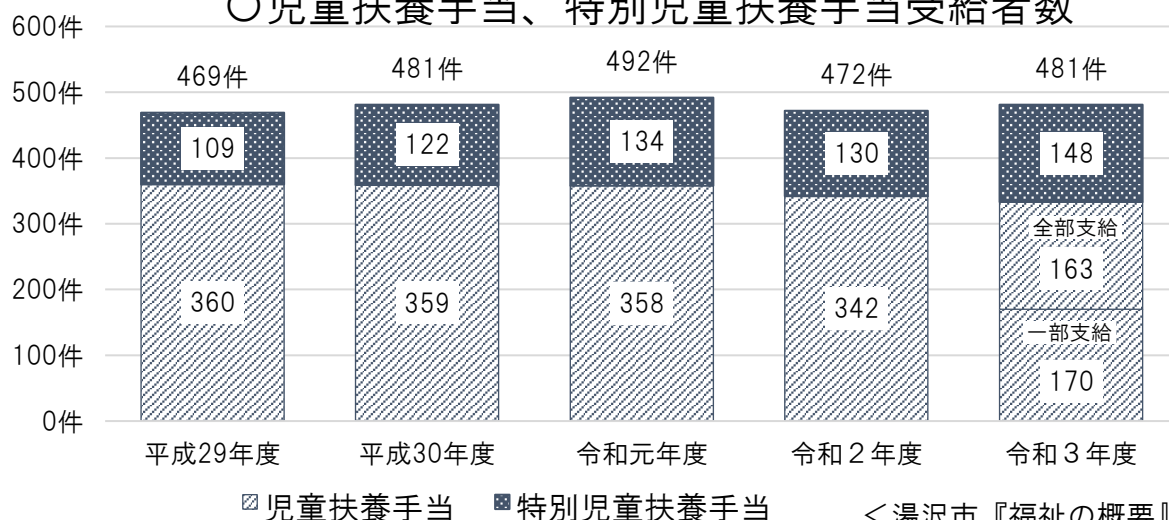
＜用語の解説＞	
児童手当	0歳から中学校卒業までの児童の養育者に対する手当
児童扶養手当	親が離婚・死亡または重度の障害を持っていたり、また婚姻によらないで生まれた児童、親からのDVにより保護されている児童等の養育者に対する手当
特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に障害のある20歳未満の子どもの養育者に対する手当

○児童手当受給状況



児童の減少に伴い児童手当受給者数は毎年減少しており、平成29年度から令和3年度まで1222人減少しています。また、毎年の減少率も年々大きくなっています。

○児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者数



児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者数の推移をみると、児童扶養手当受給者は減少傾向にあり、令和3年度には333件と、平成29年度に比べて27件の減少となっています。

特別児童扶養手当受給者数は増加傾向にあり、令和3年度には148件と、平成29年度と比べて39件増加となっています。

なお、令和3年度の児童扶養手当受給者333名のうち、全部支給者163名、一部支給者170名となっています。

【参照】児童扶養手当受給限度額（所得制限）

	扶養する 児童数	所得制限	収入制限
全部支給	1人	870,000円	1,600,000円未満
	2人	1,250,000円	2,157,000円未満
一部支給	1人	2,300,000円	3,650,000円未満
	2人	2,680,000円	4,125,000円未満

○低所得者の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金受給児童数(令和3年度の状況)

<子育て世帯生活支援特別給付金>

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で負担が増えている低所得世帯の生活支援のための給付金で、対象児童1人あたり5万円が支給されます。

対象世帯	所得状況	児童数
ひとり親世帯	児童扶養手当受給水準(※1)未満	509名
ひとり親以外の世帯	夫婦の一方の所得が高い方が非課税水準(※2)以下	291名
	合計	800名

※1 児童扶養手当受給水準 (例) 扶養する児童数1人の場合 所得額 2,300,000円 収入額 3,650,000円未満 扶養する児童数2人の場合 所得額 2,680,000円 収入額 4,125,000円未満
※2 非課税世帯水準 (例) 夫婦+子1人 非課税限度額 1,108,000円 収入額 1,680,000円以下 夫婦+子2人 非課税限度額 1,388,000円 収入額 2,097,000円以下

令和3年度の児童数4,681人(「児童数の推移」参照)うち800人(約17%)が受給対象となっており、約6人に1人が低所得の子育て世帯に該当します。

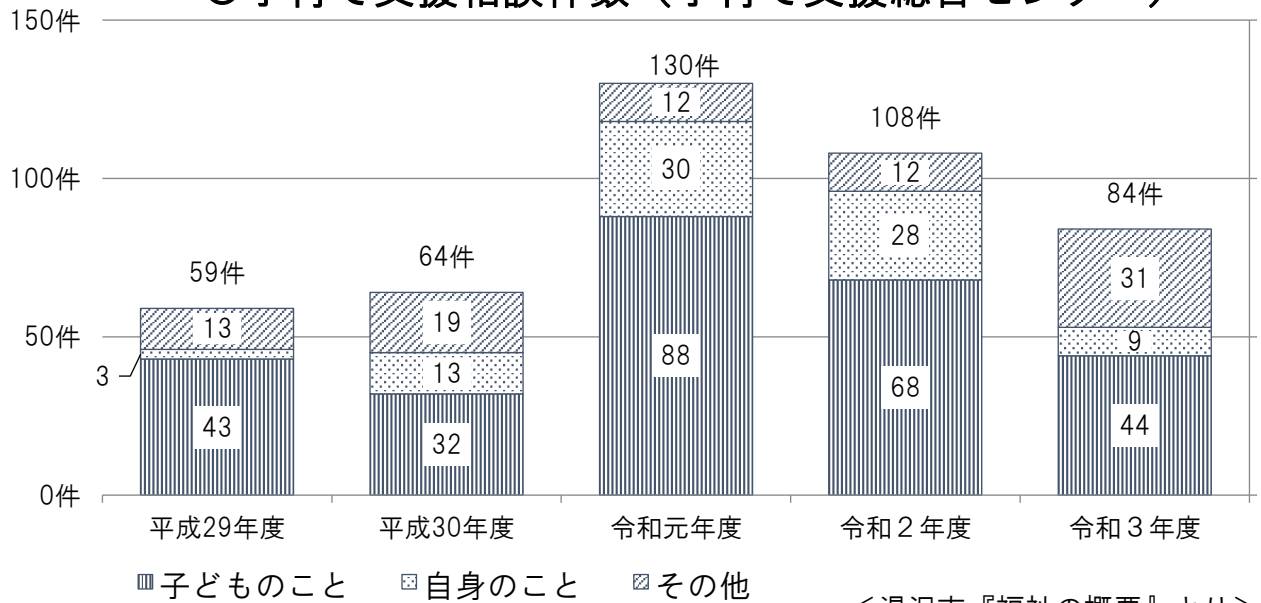
【児童福祉の課題】

- ・家庭児童相談の中で虐待相談が増加しています。
- ・要保護児童・要支援児童が増加傾向にあります。
- ・低所得の子育て世帯に該当する児童が、約6人に1人です。

※市では、子どもの貧困率は把握できておりませんが、国では13.5%、約7人に1人が相対的貧困の状況にあるとされております。

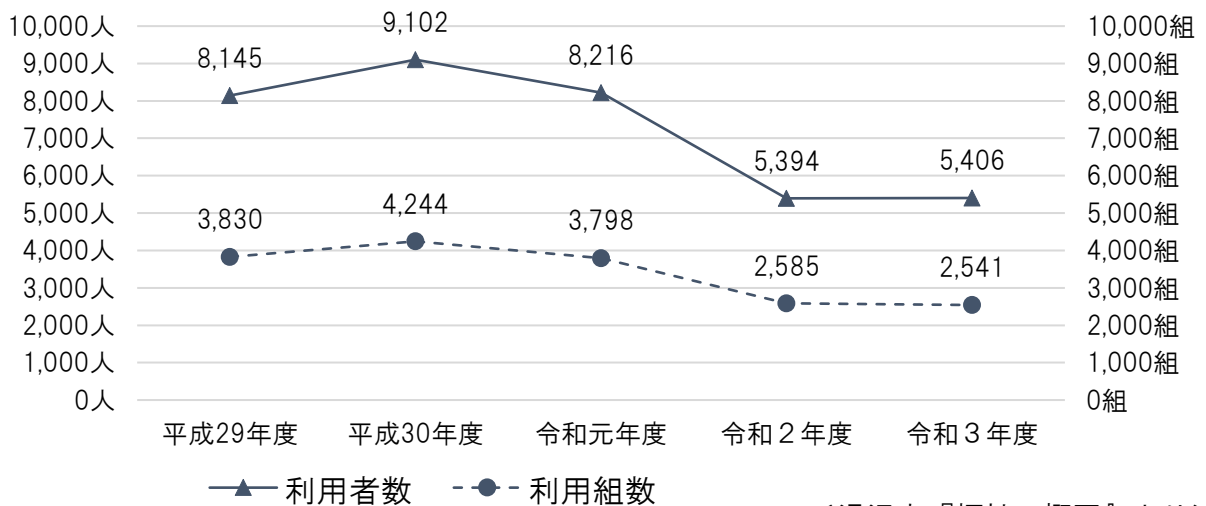
4. 子育て支援等の状況

○子育て支援相談件数（子育て支援総合センター）



相談件数は、平成29年の59件から、令和3年度には84件と、25件の増加となっています。内訳をみると、「子どものこと」が最も多くなっています。

○子育て支援総合センターすこやか広場利用状況

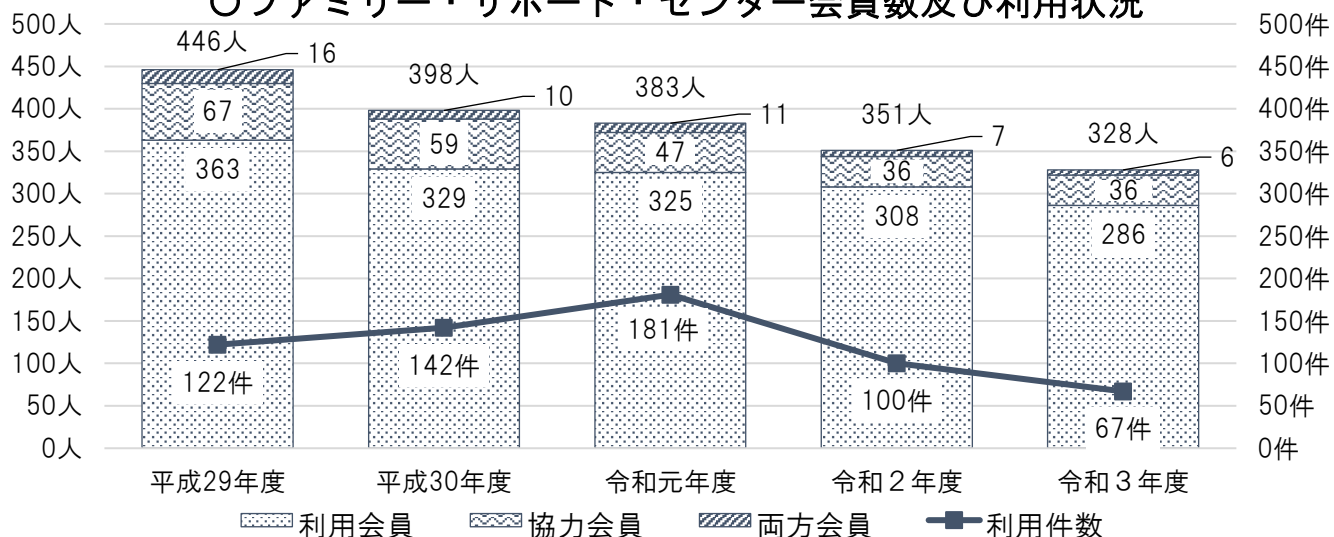


すこやか広場の利用者数は、最近のピークであった平成30年度より令和3年度にかけて3,696人減少し、5,406人となっています。

令和3年度の利用組数は2,541組となっており、おおむね1組あたり2人での利用となっていることがわかります。

いずれも平成30年度をピークに減少傾向にあり、出生数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による、イベントの中止や活動自粛も原因の一つとして考えられます。

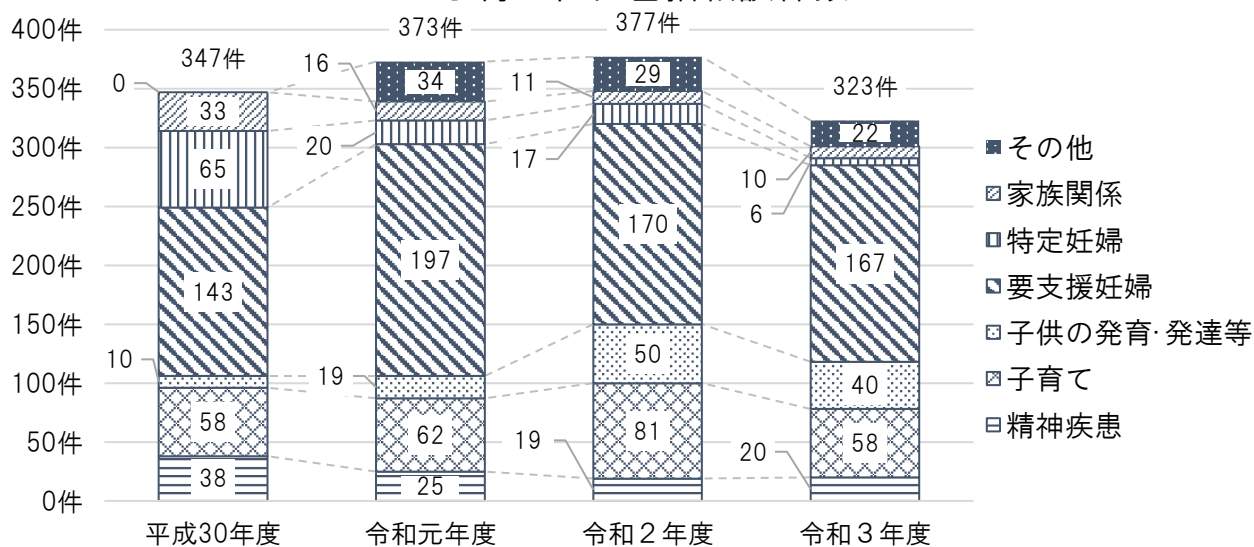
○ファミリー・サポート・センター会員数及び利用状況



＜湯沢市『福祉の概要』より＞

ファミリー・サポート・センター事業の状況をみると、利用会員、協力会員、両方会員の人数は減少傾向にあります。利用件数はピークの令和元年度と比べ、令和3年度には約3分の1に減少しており、協力会員も平成29年度の約2分の1に減少しております。

○子育て世代包括相談件数



＜用語の解説＞

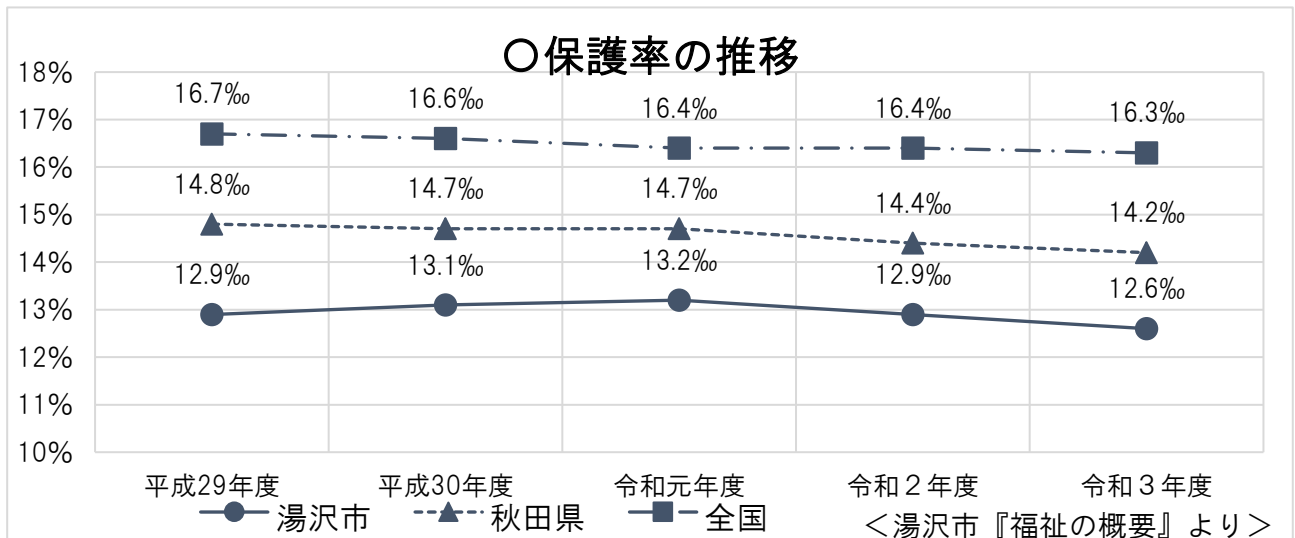
特定妊婦	家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦。経済的困窮や複雑な家庭環境、予期せぬ妊娠、親の精神障害などで育児困難や虐待につながる危険性が高い
要支援妊婦	養育能力はある程度認められるが、上記と同様な問題があり育児困難が予測される

子育て世代包括相談件数の中で最も多いのは要支援妊婦に関する相談で、令和3年度は相談の中で半数以上をしめています。

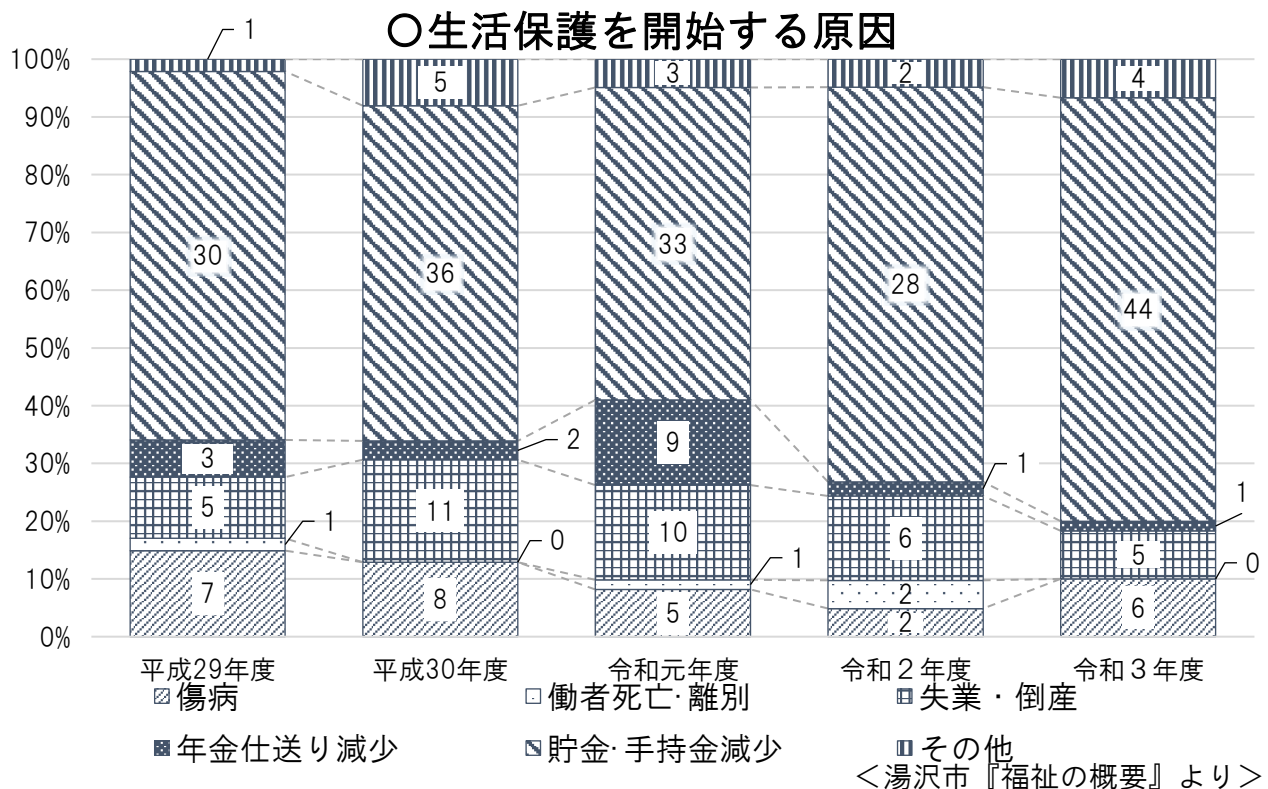
【子育て支援の課題】

子育て世代包括支援センターで受ける相談は複雑化・複合化しており、主訴以外にも複数の課題が背景にあります。そのため、継続して複数回の相談支援が必要であり、多職種による関係機関と連携して支援しているケースも多くなっています。

5. 生活保護の状況



生活保護率について、令和3年度の湯沢市は12.6%となっており、全国や秋田県と比較し低く推移しています。



各年度の生活保護新規受給者の保護開始原因をみると、貯金・手持金の減少が最も多い原因となっています。

【生活保護の課題】

保護率は減少傾向ですが、12.6%の人が生活保護が必要な状況にあります。また、令和3年度末時点において、生活保護受給世帯は426世帯であり、そのうち高校生以下の子育て世帯は11世帯（約2.6%）となっています。

2 課題の整理と対策

第1期計画の取り組みと評価、子どもを取り巻く現状で示されたデータや子ども未来応援アンケート結果及びNPO法人等のネットワーク会議でのヒアリング調査を踏まえ、本市の子どもの貧困対策における課題について、施策ごとに整理しました。

1 気づきつながる支援

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none">・少子化による子育て世帯の減少、核家族化に伴い家族の支援が期待できないなど、子育ての孤立のリスクが高まっている。	<ul style="list-style-type: none">・身近な地域で相談できる相手や、安心して相談できる窓口の充実。・民間団体とのネットワーク体制強化による、地域の中で安心して子育てできる体制の構築。・子育て家庭の交流の場づくりや相談体制の強化を図るための、保育園、認定こども園及び子育て支援センターとの連携強化。・対象者が孤立することがないように、切れ目のない支援を行うための、行政機関、医療機関及び教育機関等の連携強化。
<ul style="list-style-type: none">・インフォーマルな支援の把握ができておらず、また身近な地域からの「気づきつながる」体制が不十分と思われる。	<ul style="list-style-type: none">・市民や民生委員等、地域の人材への「気づきつながる」の普及啓発及び連絡体制の強化。
<ul style="list-style-type: none">・子どもの抱える課題が潜在化している、また必要な支援が子どもに届かない恐れがある。	<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂等、子どもの居場所づくりの拡充により、子どもの課題に気づき、必要な機関につなげることができる体制を構築。・NPO法人等の活動から、地域の子どもの声を拾い上げ

	<p>ることができるよう、相談がつながる仕組みの構築。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 児童虐待に関する相談が増加傾向にある。また、要保護児童・要支援児童が増加傾向にあり、児童及びその家庭への支援が増加している。 • 子育て家庭の抱える課題は複雑化・複合化している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て家庭の抱える課題やニーズを把握し、対象に寄り添い継続した家族支援の充実。 • 複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の整備。
<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮に係る諸問題について、自ら相談可能な人は改善に向かうが、相談できない人、相談に来れない人への対応が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 広報や SNS 等活用による相談窓口の周知徹底。及び、実際に支援が必要な家庭へのアウトリーチ支援の強化。 • 対応にあたる職員の資質向上のための研修実施。
<ul style="list-style-type: none"> • 夜間や土日に利用できる相談窓口開設の要望に対する体制整備及び人的確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 相談窓口開設外の時間帯の対応（緊急性があるものは警察への通報を促す等）について、支援が必要な家庭への事前周知を徹底。
<ul style="list-style-type: none"> • ヤングケアラーの相談実態がなく、潜在化している恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> • より身近な場でのヤングケアラーの相談支援体制の構築。
<ul style="list-style-type: none"> • 支援が届かない、届きにくい家庭への配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 広報、HP、SNS による情報発信の他、子ども食堂参加者への声かけ等、機会をとらえた「支援に関する情報」の周知。

2 教育の支援

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> • 子どもたちが夢や希望を持ち健やかに成長できる環境が必要である。 • 教育に対する興味、関心の醸成を図るための環境が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • いろいろな職種を知ったり（キャリア教育）、精神的にも経済的にも自立し、問題意識を持ち新しいことに挑戦できる（アントレプレナーシップ教育）教育の実施。
<ul style="list-style-type: none"> • 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせ、多様な体験・活動を行うことができる場の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進。
<ul style="list-style-type: none"> • 放課後等デイサービスの需要が増加しているが事業所が不足している。また、新規開設のための必要な人材確保が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> • サービス利用者のニーズに合わせた、放課後等デイサービス事業所の開設支援。
<ul style="list-style-type: none"> • 家庭で勉強を見てあげることの出来ない状況や経済的理由で塾に通うことを断念している家庭がある。 • 子どもの自立を目指し、学力だけでなく生活能力の向上や勤労意欲の醸成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生まれ育った環境によらず教育の機会が確保されるための学習支援の提供。 • 学習支援を終えた生徒の進路や就職活動へのフォローアップ。 • NPO 法人等の学習や生活を支援している活動の紹介。

3 生活の支援

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> • 子どもと過ごす時間が少なかったり、出来合いのものを食べさせている家庭がある。 • 子どもの表情が不安に見える子が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的な生活習慣や望ましい食習慣が身に着くための、食育の推進や保護者への啓発。 • 親子で交流するイベントや事業の充実。
<ul style="list-style-type: none"> • 核家族が増加し、周りに頼れる人が少なくなっている。 • 子どもの居場所が不足している。 • 発達において支援が必要な子どもが増えてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一時預かり等の保育事業の周知。 • 子ども食堂等の子どもの居場所づくりにつながる事業の周知。 • 早期の療育支援の提供。
<ul style="list-style-type: none"> • 離職等により経済的に困窮し安定した生活を送れない家庭がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮に係る相談体制の整備及び周知。 • 保護者が自ら家計を管理し自立につながるための指導の実施。 • 安定した生活のための就職支援。
<ul style="list-style-type: none"> • 虐待の連鎖があるように、複雑な家庭で育った人が親になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭相談員を中心とした家庭への伴走支援。 • ペアレントトレーニング等、親子関係の形成のための研修実施。
<ul style="list-style-type: none"> • 医療的ケア児の支援が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 (第2期障がい児福祉計画より)

4 保護者の就労の支援

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> • 保護者の就労のため、放課後の児童の育成、教育を行う場が必要である。 • 子どもが急な病気に罹った場合でも安心して働ける環境が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 放課後児童クラブの計画的な整備。 • 病児保育（はぐくみ）の利用促進のため、必要とする保護者への周知徹底。
<ul style="list-style-type: none"> • 保護者の経済的な自立を促す取り組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 就労に関する寄り添い支援する場や、支援の入口となる自立相談支援の充実。 • ひとり親家庭に対して、生活全般への相談対応や、自立助長に向けた支援の強化。 • 求人情報や、就労に関する情報提供の充実。

5 経済的な支援

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> • 経済的に安定しない子育て世帯がある。 • 特例貸付の延長貸付が続いており、未就学児や高校生のいる世帯に多い 	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て期に渡る、各種手当、医療費助成や貸付等の諸制度の支援。 • 経済的自立に向けた就労支援、家計支援の充実。
<ul style="list-style-type: none"> • 経済的な理由で、子どもが進学や夢を諦める傾向がある。 • 経済的に余裕がなく子どもの進学や進路を心配する保護者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各種貸付金制度の情報提供の充実。 • 部活動のための、各種大会やコンクールへ参加する際の経済的負担の軽減。 • 学生の学習意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図るため、奨学金制度の周知。
<ul style="list-style-type: none"> • 子ども食堂や学習支援に結びつけたい子が多くいる。 • 経済的な理由により、制服等の進学に必要な用品を買いそろえるのが困難な家庭がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども食堂や制服リユース等のつながりの場づくりを市内各地域で実施できる体制づくり。

第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

明日の湯沢市を支え発展させていくのは、子どもたちであり、その子どもたちが夢と希望を持ち、自分の可能性を信じてたくましく成長していける環境を整え、社会全体で育むことを基本理念といたします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自らの夢や希望が実現できるよう、「気づきつなげる支援」を最も重要な取り組みとし、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的な支援の5本柱により、子どもたちがたくましく成長できる地域社会の実現を目指します。

3 基本目標の実現のために取り組む施策

【施策1 気づきつなげる支援】 妊娠期から子育て期まで、対象者が孤立することがないよう関係機関が連携し、包括的に切れ目なくつなげる支援をさらに強化します。また、身近な地域の人材や、子どもの居場所づくり等のNPO法人等による活動から、子どもが抱えている潜在化している課題に気づき、つなげる体制を整備し、子ども未来課を中心としたネットワークにより必要な支援が届けられる体制を構築します。また、近年問題となっているヤングケアラーについても関係機関と連携し実態把握を行い、必要な支援に取り組みます。

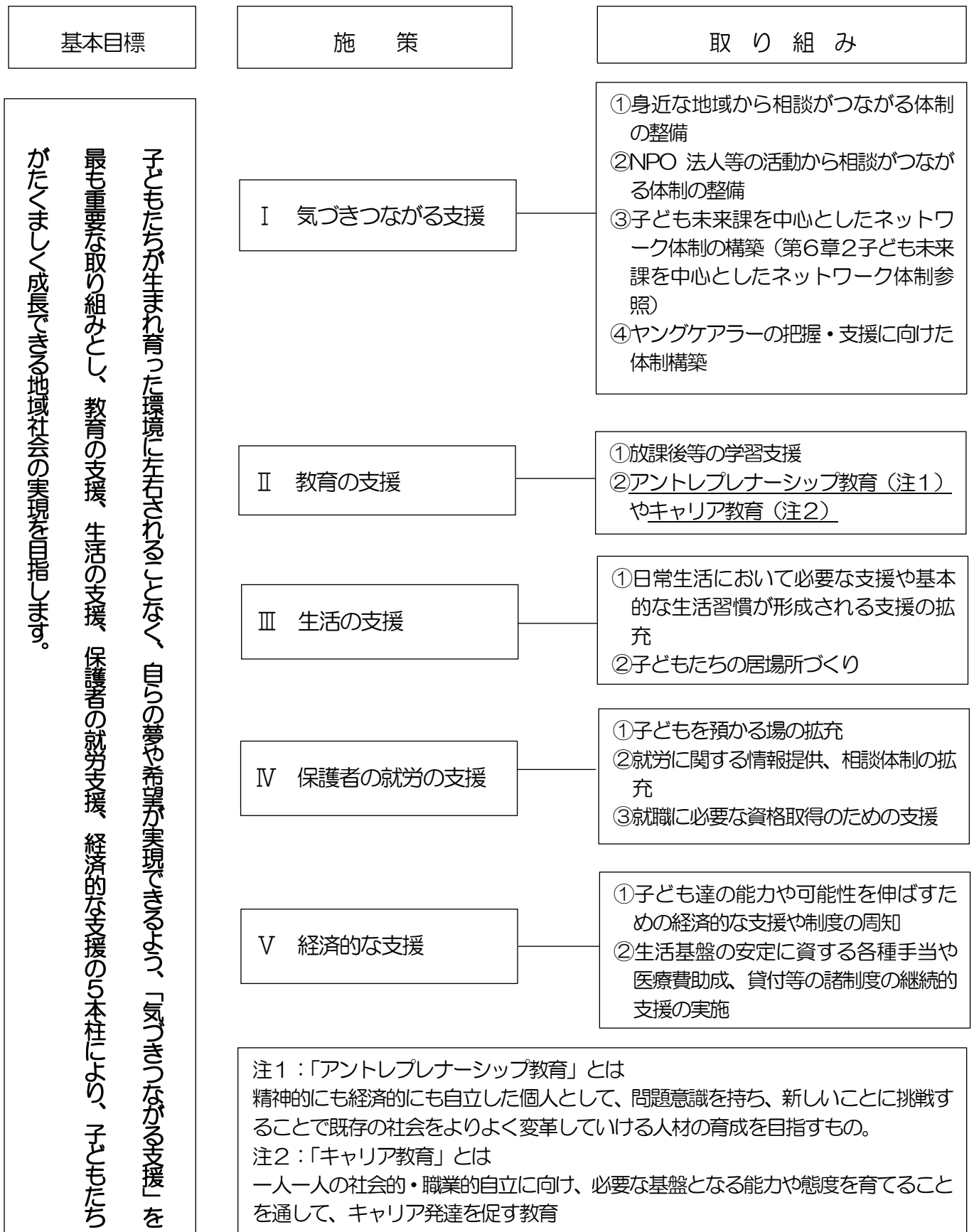
【施策2 教育の支援】 放課後等の学習支援や子どもたちが将来の夢を叶えるため精神的にも経済的にも自立できるような教育の機会を増やします。

【施策3 生活の支援】 食の大切さを学ぶことにより、基本的な生活習慣が形成されるよう支援します。またNPO法人等の活動を支援し、子どもの居場所づくりを拡充します。民間団体に加え、地域のつながりや支え合いを通じて、地域全体で子育て家庭の生活を支えます。

【施策4 保護者の就労の支援】 子どもを預かる場を増やし、保護者が安心して働ける環境を整えます。また、就職に必要な資格取得経費を助成するなど経済的に自立することを支援します。

【施策5 経済的な支援】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活基盤が不安定になった家庭が多いため、生活基盤の安定に資する各種手当や医療費助成、貸付等の諸制度を継続的に実施し、必要な家庭に届くよう周知します。また、子どもたちが全国大会等で自分の可能性や能力を最大限に発揮できるよう経済的に支援し、夢に向かって挑戦できる環境を整えます。

4 計画の施策の体系



第5章 施策の展開

第5章 施策の展開 (5つの柱に沿った支援策の展開)

子どもたちやその家庭に適切な支援が届くよう「気づきつながる支援」を重要な取り組みと位置づけ、国の大綱で定める4つの重点施策である教育、生活、保護者に対する就労及び経済的支援を以下の具体的な施策で総合的に推進し、子どもたちが夢と希望を持ち、自分たちの可能性を信じて前向きに挑戦していく環境を整えていきます。

(事業名に※が付記されている事業は、第2期計画から追加した事業です。)

施策展開 I 気づきつながる支援

妊娠期からのきめ細かな「気づきつながる」相談体制の整備により、早期発見・早期対応により子どもたちを取り巻く環境を整えます。

事業名	支援概要	担当窓口
母子手帳の交付と保健指導・健康相談	妊娠届受理時のアセスメントから包括的な情報を得て、支援が必要な妊婦に早期から対応することで、母子ともに健やかに成長できるよう支援します。	子ども未来課
子育て世代包括支援センター事業の切れ目ない相談支援 (重点) ・妊婦健康診査 ・妊産婦訪問指導 ・妊娠中期支援事業 ・妊娠後期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・妊娠中からの子育て支援事業 ・産後ケア事業	妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない支援を行うため、妊産婦・乳幼児等、及び家庭全体について、支援に必要な情報を継続的に把握し、関係機関と連携しながら支援します。	子ども未来課
2か月児アンケート	生後1か月児健診受診後からの子どもや母親の状況を把握し、母親が抱える不安や相談事に早期に対応します。	子ども未来課
乳児家庭への全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業) (重点)	生後4か月までの乳児に保健師等が訪問し、育児不安の軽減や虐待未然防止に努めます。	子ども未来課
乳幼児健康診査 ・4か月児健康診査 ・7か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査	乳幼児の発達状況を確認し、疾病や発達上のリスクを早期に発見し支援します。育児不安の軽減のために支援します。 また月齢に合わせた指導を行い、健やかな成長を支援します。	子ども未来課

査 ・1歳6か月児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・3歳児歯科健康診査		
乳幼児訪問指導	新生児訪問や乳幼児健診等で、経過観察を要する乳児等を訪問し、精密検査の勧奨や療育指導など相談に当たります。必要に応じて福祉、医療機関と連携して支援します。	子ども未来課
子育て相談 (発育発達相談)	少子化や核家族化、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫などに対して、不安を解消し安心して育児ができるように支援します。	子ども未来課
保育施設個別相談	乳幼児期から就学前までの健やかな発達のため、発育・発達相談を行います。適切な時期に適切な支援ができる体制を整えます。	子ども未来課
子育て支援センター事業 ※	身近な地域で育児不安等に対する相談援助を行います。	子ども未来課
5歳児教育相談会 (重点)	小学校就学2年前(年中児)を対象とした相談会を通じ、特別な支援を必要とする子供の早期からの支援を目指します。必要に応じて関係機関及び関係課所との連携を図ります。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会 ※	各関係機関の円滑な連携・協力を確保し、要保護児童等への適切な支援を図ります。	子ども未来課
子ども家庭総合支援拠点事業 ※ (重点)	子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情把握・情報提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行います。	子ども未来課
子どもの支援の輪づくり事業 (重点)	子ども食堂等、生活支援を行う場を通して子ども等の悩みを受け止め、家庭環境等に課題のある子ども等を行政に結び付け、官民一緒に子どもやその家庭の自立に向けた総合的な支援を提供します。	子ども未来課
心の教室相談員の配置 (重点)	県の委託を受け、相談員が必要と判断される中学校への配置を行います。 (対象は小・中学生)	学校教育課
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携	県で配置しているスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)と連携し、ケースに応じた支援会議等を通じた教育相談の充実に努めます。	学校教育課
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	経済的な困りごとや不安を抱えている方々に対して、どのような支援が必要かを相談者本人とともに考え、具体的な支援プランを作成し、その効果を評価・確認しながら包括的・継続的に支えます。	福祉課 社会福祉協議会
ヤングケアラーの理解及び現状把握と支援	ヤングケアラーについての理解を促進するとともに小・中学生へのアンケート調査を実施し、実態を把握して早期支援を行います。	子ども未来課

民生委員・児童委員、主任児童委員	地域の身近な相談や見守り活動を行います。	福祉課
重層的支援体制整備事業 ※	介護、障がい、子育て、生活困窮といった、制度ごとに対応しきれない複合化・複雑化した課題や制度の間にある課題に対し、包括的な支援を行う体制を整備します。	福祉保健部

施策展開Ⅱ 教育の支援

すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく教育の機会が均等に確保されるよう地域と共に教育の環境を整えます。

事業名	支援概要	担当窓口
ブックスタート事業	絵本を介して赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、親子が触れ合うことを応援します。絵本の読み聞かせを体験することにより、家庭で実践しやすいよう支援します。子育て支援情報を広く伝え、母親の育児不安の解消を目指します。多職種が各方面から親と子に関わることにより、子育てをネットワークで支援します。	生涯学習課 (湯沢図書館)
夢の教室 (重点)	夢を叶えてきたアスリートが、夢を持つことの素晴らしさ、仲間の大切さ、困難に負けない精神力など、生きる上で大切なことを伝える授業を行います。	生涯学習課
放課後子ども教室	放課後や学校の長期休業期間に地区センター等を活用し、すべての子どもたちが安全・安心に活動できる居場所を設置し、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、住民との交流活動等の取組を実施します。	生涯学習課
子ども読書活動推進事業 (重点)	家庭・地域・図書館が連携して、環境の整備を含めた、社会全体で子どもの読書活動を推進する施策を実施します。	生涯学習課 (湯沢・雄勝図書館)
家庭教育支援チーム ※ (重点)	子どもの社会的自立と、親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくため、地域に「家庭教育支援チーム」を設置し、子育てについての不安や悩みを受け止め、関係機関につなぎます。	生涯学習課
学習支援事業 (重点)	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	福祉課
放課後等デイサービス事業 (重点)	生活能力に支援が必要なお子さんが放課後や長期休業を利用し、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。	福祉課

要保護・準要保護児童生徒への就学援助 (重点)	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、必要な学用品費等の経費の一部を支援します。	学校教育課
福祉体験学習(小・中・高校生)の福祉体験事業 ※	児童・生徒の福祉体験事業を実施し、地域福祉活動への参加を促進し「互いに思いやり・共に助け合う心」を育み社会福祉に対する関心を深める事業を実施します。	社会福祉協議会
孤高の戦士サポーター養成講座(高校生向け) ※	社会に飛び立つ目前の高校生を対象に、身近に存在する「生きづらさ」を抱える人の存在を意識し互いに理解、尊重することの大切さに気づいてもらうとともに、自身が生きづらさを感じた時の、対応策の一つのスキルを習得することを目的に講座を開催します。	社会福祉協議会

施策展開Ⅲ 生活の支援

日常生活において必要な支援や基本的な生活習慣を身につける機会を提供することにより、安定して暮らしやすい生活環境を整えます。

事業名	支援概要	担当窓口
家事ヘルパー ※	支援が必要な家庭に家事ヘルパーを派遣し、家事や育児のサポートをします。	子ども未来課
妊婦栄養指導 ※	妊娠期の栄養摂取の大切さを伝え、母子の健康のための適正な栄養摂取を促すとともに、妊娠期の栄養不足により低体重児の出生につながらないように支援します。	子ども未来課
妊娠期からの糖尿病重症化予防 ※	妊娠期や乳幼児期の生活習慣や食習慣が、糖尿病も含めた生活習慣病のリスクに影響することから、母子手帳交付時及び乳幼児期から糖尿病及び生活習慣病予防を支援します。	子ども未来課
初期離乳食教室	離乳食開始前に開催し、離乳食づくりに伴う育児不安を軽減し、ゆとりをもって進められるよう、個々の発達に合わせて進めていけるよう支援します。	子ども未来課
後期離乳食教室	発達に応じた進め方、与え方でスムーズに離乳完了ができるように支援します。正しい食習慣が身につくように支援します。	子ども未来課
子育て支援総合センター事業	就園前の児童が楽しく遊べる環境と、保護者が情報交換できる場を提供します。	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター事業 (重点)	地域の方が会員登録をし、子どもの預かりを援助活動を行います。(有償：500円/1時間)	子ども未来課

チャイルドシート無料貸し出し	市内在住者に最長2ヶ月間無料で貸し出しを行います。(新生児から小学生まで対応)	子ども未来課
母子生活支援施設入所	経済面、生活面で自立して生活していくことが難しい母子家庭(養育する児童が18歳未満まで)に対して入所施設を紹介し、生活・就業・子育てなどの自立支援を行います。	子ども未来課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が病気、怪我、出産などにより、児童の養育が一時的に困難となった場合一定期間、養育・保護を行います。	子ども未来課
子どもの支援の輪づくり事業(再掲) (重点)	子ども食堂等、生活支援を行う場を通して子ども等の悩みを受け止め、家庭環境等に課題のある子ども等を行政に結び付け、官民一緒に子どもやその家庭の自立に向けた総合的な支援を提供します。	子ども未来課
小学校食育事業 (重点)	健全な食生活が実践できるように「食事の大切さ」や「バランスの良い食事」を知らせるとともに、調理実習を通して作る楽しさを伝え、食に関心を持たせることで生きるための基礎を培います。また、食育通信で保護者への啓発も行ないます。	子ども未来課
放課後子ども教室(再掲)	放課後や学校の長期休業期間に地区センター等を活用し、すべての子どもたちが安全・安心に活動できる居場所を設置し、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、住民との交流活動等の取組を実施します。	生涯学習課
家庭教育支援チーム(再掲)※ (重点)	子どもの社会的自立と、親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくため、地域に「家庭教育支援チーム」を設置し、子育てについての不安や悩みを受け止め、関係機関につなぎます。	生涯学習課
中学3年生栄養講話 (重点)	成長期に骨量を増やすことの大切さを知り、早期から生活習慣病予防を意識した正しい食生活習慣を身につけられるよう支援します。	子ども未来課
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
家計相談支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。	福祉課 社会福祉協議会
フードバンク	いただき物や買いすぎた物などで、家庭で余っている食料品を地域で生活に困窮している方へお届けします。	社会福祉協議会

ふりーすペーす「パレット」 ※	不登校や学校を休みがちな児童・生徒、また引きこもりとなる若者の抱えている悩みや不安、生活環境や家庭の状況などを含めて受け止める居場所を実施します。	社会福祉協議会
家庭とつながる子育て相談会 ※	不登校や学校を休みがちな児童・生徒、また引きこもりがちな若者の保護者やご家族を対象に子育て相談会を開催します。	社会福祉協議会

施策展開Ⅳ 保護者に対する就労の支援

子どもを預かる場を提供し、保護者が安心して働ける環境を整えます。また就労に関する寄り添い支援を行うことで保護者の経済的な自立を目指します。

事業名	支援概要	担当窓口
日中一時支援事業	障がいを抱えるお子さんの日中の活動の場を確保し、保護者の就労のための支援を行います。	福祉課
一時預かり事業	家庭において保育をすることが一時的に困難となった児童を対象として、保育所、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	子ども未来課
延長保育事業	保育が必要と認定された児童を対象として、保育所、認定こども園において、保護者の就労時間に応じて、通常の利用時間の前後の時間帯に保育を行います。	子ども未来課
病児保育事業（体調不良児対応型）	児童が保育所、認定こども園を利用中に体調を崩したとき、保護者の迎えがあるまでの間、専用施設で専門スタッフによる保育を行います。	子ども未来課
病児保育事業（病児対応型） （重点）	保護者の仕事の都合などで、病気やけがなどの回復期に至らない児童を、家庭で保育することが難しいとき、専用施設で専門スタッフによる保育を行います。	子ども未来課
病児保育（病後児対応型）	保護者の仕事の都合などで、病気やけがなどの回復期の児童を、家庭で保育することが難しいとき、専用施設で専門スタッフによる保育を行います。	子ども未来課
放課後児童クラブ （重点）	保護者が共働きなどで日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の児童の預かり、放課後児童の遊び・生活の場を提供します。	子ども未来課
就労支援	求人情報のHP掲載や内職紹介を行います。	商工課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の保護者が職業能力開発講座受講した場合、受講料の60%を支給します。	子ども未来課
ひとり親家庭高等職業訓練促進費給付金	ひとり親家庭の保護者に対し、養成訓練受講期間の生活及び入学時の負担軽減のため給付金を支給します。	子ども未来課

ひとり親家庭 就業情報提供・相談 (重点)	ひとり親家庭に対し、就業や講習会情報を提供し、就業相談に対応します。 母子家庭等就業・自立支援センターに就業バンク登録していただき、就業情報の提供等を行います。	子ども未来課
-----------------------------	---	--------

施策展開V 経済的な支援

生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、児童手当、児童扶養手当などの各種手当、医療費助成や貸付等の諸制度の支援を行い、各家庭の経済的に安定した生活環境を整えます。

事業名	支援概要	担当窓口
結婚・子育て資金利子補給事業	市内金融機関と連携し結婚・子育て資金借入の償還に係る利子の一部を助成します。	まちづくり協働課
出産・子育て応援金	妊娠届出時より妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育てサービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施します。	子ども未来課
第3子以上の子育て家族に係る育児費用助成事業 ※ (重点)	就学前の子を養育する多子世帯に対して、養育に必要な物品購入等の費用(年額15,000を上限)を助成し、経済的な負担を軽減します。	子ども未来課
保育料の軽減と副食費の全額助成	国の基準による保育料に県と市が助成し、保育料を軽減します。併せてすべての児童の副食費を全額助成します。	子ども未来課
くるくるリサイクル事業	子どもの成長に伴って不要になった衣類を無料でリサイクルし、子育て家庭の経済的負担を軽減します。	子ども未来課
児童手当	0歳から中学校終了前までの児童を監護している方に支給(年齢により手当額異なる)します。	子ども未来課
児童扶養手当	ひとり親で18歳までの児童を養育する方に対し、児童が18歳に達する年度末まで(障がい児は20歳時点まで) 手当てを支給します。	子ども未来課
特別児童扶養手当	重度ないし中度の障がいがある子どものいる保護者に子どもが20歳になるまで障がいの程度に応じた手当てを支給します。	子ども未来課
障害児福祉手当	重度の障がいを抱え、日常生活に常時特別の介護が必要な児童への介護手当を支給します。	福祉課
補装具の交付 ※	身体障がいを持つお子さんに対して、日常生活の能力の向上を図るため、補装具を交付します。	福祉課
日常生活用具給付事業 ※	身体障がいを持つお子さんに対して、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。	福祉課

福祉医療給付	すべての子ども（0歳～18歳到達年度末）を対象に所得制限なく医療費の助成を行います。	市民課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助（再掲） （重点）	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、必要な学用品費等の経費の一部を支援します。	学校教育課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭等の修学資金、修学支度資金、住宅整備資金等を貸付ける県の貸付金制度の相談、申請等を支援します。	子ども未来課
生活福祉資金貸付制度	障がいを抱える方（児童）のいる世帯に、生活費、教育支援費、就学支度金等の貸付を行います。	社会福祉協議会
特別支援教育就学奨励費	障がいを抱える児童生徒の保護者に対し、学用品費等の経費の一部を支援します。	学校教育課
奨学金貸付 （重点）	義務教育終了後の上級学校に在学する方に月額及び入学一時金（4年制以上の大学）の貸付を実施します。	教育総務課
たすけあい資金	所得の低い方等に対して生活意欲の助長促進・経済的自立を目的に資金の貸付を行います。（無利子）	社会福祉協議会
湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助	市立小中学校が、教育活動の一環として児童生徒を対外的な運動競技、音楽コンクール等へ参加させる際の経費の一部を支援します。	学校教育課
湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付	市内スポーツ少年団が、団員を各種競技大会等に出場させる際の経費の一部を支援します。	生涯学習課

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 重点施策ごとの評価目標

I. 気づきつながる支援

妊娠期からのきめ細かな「気づきつながる」相談体制の整備により、早期発見・早期対応により子どもたちを取り巻く環境を整えます。

(事業名) 子育て世代包括支援センター事業の切れ目ない相談支援	(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 妊娠期から子育て家庭に寄り添い、産後、子育て期も途切れることなく、伴走型の相談支援を行う。		
(目標指標) 妊娠届出時、妊娠後期支援、出生届出時の全てのアセスメント実施率	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	100%	100%
(事業目標) 早期から介入し、継続して支援の必要性やリスクを把握することで、育児不安を抱えたり、孤立することを防ぐ。		

(事業名) 乳児家庭への全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん事業)	(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 母子等の心身の状況や養育環境の把握により、育児不安等を把握する。		
(目標指標) 訪問率	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	100%	100%
(事業目標) 育児不安に対して早期に対応することで、安心して育児ができる環境づくりを支援する。		

(事業名) 5歳児教育相談会	(担当課) 学校教育課	
(事業概要) 小学校就学2年前(年中児)を対象とした相談会を通じ、発達や養育環境等に支援が必要な子どもや家庭を把握する。		
(目標指標) 参加率	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	100%	100%
(事業目標) 支援が必要な子どもや家庭に対して安心して就学を迎えられるよう、関係機関等と連携して支援する。		

(事業名) 子ども家庭総合支援拠点		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 気軽に相談できる体制を整え、家庭その他からの相談に応じ、適切な養護や児童虐待を防止するため、関係機関と連携して支援する。			
(目標指標) 相談件数 ※気軽に相談できるよう相談窓口を周知することで、相談件数を増加させる		現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
		108件	増加
(事業目標) 家庭児童相談窓口の周知に努め、重篤化する前の早期発見早期支援を実施することにより、子どもの福祉の向上を図る。			

(事業名) 心の教室相談員の配置事業		(担当課) 学校教育課	
(事業概要) 相談員が必要と判断される中学校へ配置し、生徒や教職員等との教育相談を実施し、生徒の学校生活の充実を図る。			
(目標指標) 相談員配置が必要と判断される中学校への配置率 (R4 時点で2校) を100%とする。		現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
		100%	100%
(事業目標) 個別の教育相談、計画的な面談等を実施し、生徒の学校生活の充実を図る。			

(事業名) 子どもの支援の輪づくり		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 子どもが社会的孤立等に陥らないよう、衣食住などの生活の支援を行い、特に支援が必要な子どもを行政等に結びつけるつながりの場を整備する。			
(目標指標) 子ども食堂等つながりの場の実施箇所		現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
		3か所	4か所
(事業目標) 相談を行政につなぎ、早期支援につなげる。			

II. 教育の支援

すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく教育の機会が均等に確保されるよう地域と共に教育の環境を整えます。

(事業名) 夢の教室	(担当課) 生涯学習課	
(事業概要) 夢を叶えてきたアスリートが、自らの体験をもとに、夢を持つこと、仲間の大切さ、諦めずに挑戦することの大切さを伝える授業を実施する。		
(目標指標) 市内すべての小学校での実施の継続	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	100% (実施校9校)	100% (実施校6校)
(事業目標) 夢を持つことの素晴らしさ、仲間を思いやる心、困難に負けない精神力など、生きる上で大切なことを伝えることにより、子どもたちの夢を育むとともに健やかな成長を後押しする。		

(事業名) 子ども読書推進活動	(担当課) 生涯学習課 (湯沢・雄勝図書館)	
(事業概要) 家庭・地域・図書館が連携して、環境の整備を含めた、社会全体で子どもの読書活動を推進する施策を実施する。		
(目標指標) 1か月に読んだ本の冊数が0冊の児童・生徒の割合 (第2次湯沢市子ども読書活動推進計画目標値)	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	2.8%	0%
(事業目標) 子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身につけ、読書により「考える力」と「豊かな心」が育つよう発達の段階に合った読書活動の推進と読書環境の整備を図る。		

(事業名) 家庭教育支援チーム	(担当課) 生涯学習課	
(事業概要) 地域に「家庭教育支援チーム」を設置し、子育てについての不安や孤立などの悩みを受け止め、関係機関につなぐ。		
(目標指標) 保護者への家庭教育支援チームの周知状況	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	市内すべての小中学校の保護者へ周知	市内すべての小中学校の保護者へ周知
(事業目標) 子どもの社会的自立と、親が子育てを通じて自らの人生を豊かにできるよう支援する。		

(事業名) 学習支援事業	(担当課) 福祉課	
(事業概要) 子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。		
(目標指標) 高校進学率 検定受験者割合	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	高校進学率 100% 検定受験者割合 63%	100% 65%
(事業目標) 学習支援をはじめ、アントレプレナーシップ教育(精神的にも経済的にも自立した個人として、問題意識を持ち、新しいことに挑戦することで既存の社会をよりよく変革していける人材の育成を目指した教育)を推進し、子どもたちが将来の夢に向かって挑戦していく環境を整える。		

(事業名) 放課後等デイサービス事業	(担当課) 福祉課	
(事業概要) 生活能力に支援が必要な子どもが、放課後や長期休暇を利用し、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。		
(目標指標) 放課後等デイサービス事業利用実人員数	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	64人	70人
(事業目標) 障がいや発達に特性のある児童が身近な地域で支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所を確保し利用人員数の増加を図る。		

(事業名) 要保護・準要保護児童生徒への就学援助	(担当課) 学校教育課	
(事業概要) 経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等の経費の一部を支援することにより、全ての学齢児童生徒に対し義務教育を保障する。		
(目標指標) 就学援助制度に関する周知状況	現状 (令和3年度末)	目標 (令和6年度末)
	年2回	年2回
(事業目標) 定期的な制度の周知を継続し、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行う。		

Ⅲ. 生活の支援

日常生活において必要な支援や基本的な生活習慣を身につける機会を提供することにより、安定して暮らしやすい生活環境を整えます。

(事業名) ファミリー・サポート・センター事業		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 子育てを手伝ってほしい人(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)が会員登録し、相互援助活動をする。			
(目標指標) 新規会員登録者数の増加	現状(令和3年度末)		目標(令和6年度末)
	利用会員登録	21件	25件
	協力会員登録	1件	3件
(事業目標) 子育ての互助活動により「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、コミュニケーションを深めることで、より安心な預かりを可能にし、子育て世帯が孤立することなく安心して子育てができるよう支援する。			

(事業名) 学童期・思春期の食育事業		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 食に関する知識や望ましい食習慣について学ぶことで健全な食生活が実践できるよう支援する。			
(目標指標) 栄養講話等の実施回数	現状(令和3年度末)		目標(令和6年度末)
	小学校	4校	全校で実施
中学校	6校		
(事業目標) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけて実践することができるように、栄養講話や調理実習で食について学ぶ機会を提供する。			

(事業名) 子ども食堂		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 身近な地域で、食事提供や団らんなどを通して、子どもたちの育ちを支援する。			
(目標指標) 子ども食堂の実施箇所	現状(令和3年度末)		目標(令和6年度末)
	2か所		3か所
(事業目標) 子どもが安心して過ごすことができる場を創出する。			

IV. 保護者に対する就労の支援

子どもを預かる場を提供し、保護者が安心して働ける環境を整えます。また就労に関する寄り添い支援を行うことで保護者の経済的な自立を目指します。

(事業名) 病児保育事業 (病児対応型)		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 保護者の仕事の都合などで、病気やけがなどの回復期に至らない児童を、家庭で保育することが難しいとき、専用施設で専門スタッフによる保育を行う。			
(目標指標) 登録者数	現状 (令和3年度末)		目標 (令和6年度末)
	136人		200人
(事業目標) 安心して子どもを預けられることで、保護者の精神的負担の軽減を図る。また、保護者の就労と子育ての両立支援を図る。			

(事業名) 放課後児童クラブ		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 保護者が共働きなどで日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の児童の預かり、放課後児童の遊び・生活の場を提供する。			
(目標指標) 待機児童数	現状 (令和3年度末)		目標 (令和6年度末)
	0人		0人
(事業目標) 児童の健全な育成及び保護者の就労と子育ての両立支援を図る。			

(事業名) ひとり親家庭の就労相談		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) ひとり親家庭に対し、就業や講習会情報を提供し、就業相談に対応する。			
(目標指標) (児童扶養手当受給世帯の) 就業率	現状 (令和3年8月調査)		目標 (令和6年8月調査)
	97.9%		99.0%
(事業目標) 就職・転職を希望するひとり親家庭の方に対し、多様な就業の機会を提供する。			

V. 経済的な支援

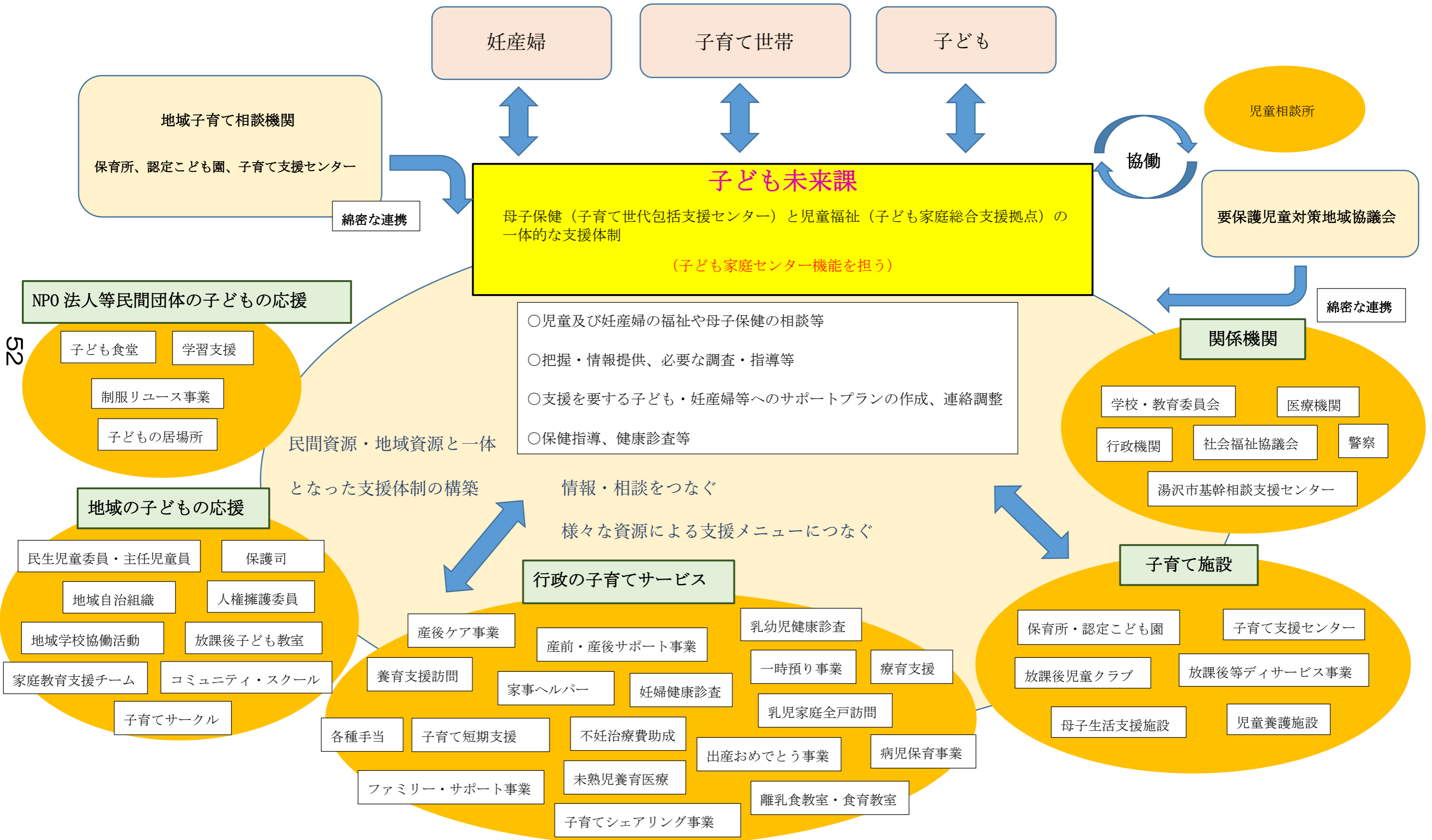
生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、児童手当、児童扶養手当などの各種手当、医療費助成や貸付等の諸制度の支援を行い、各家庭の経済的に安定した生活環境を整えます。

(事業名) 第3子以上の子育て家庭に係る育児費用助成事業		(担当課) 子ども未来課	
(事業概要) 就学前の子を養育する多子世帯に対して、養育に必要な物品購入等の費用（年額 15,000 を上限）を助成する。			
(目標指標) 利用率	現状（令和3年度末）		目標（令和6年度末）
	81%		85%
(事業目標) 保護者の経済的負担を軽減する。			

(事業名) 奨学金貸付		(担当課) 教育総務課	
(事業概要) 高い向学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸付を行う。			
(目標指標) 奨学金制度の周知状況	現状（令和3年度末）		目標（令和6年度末）
	HP 及び近隣中高 15 校 へチラシ配布		配布は現状維持 HP はアクセス数の増
(事業目標) 経済的理由により、勉学の機会を失うことがないようにし、能力に応じた教育を受け、社会に貢献する人材の育成をする。			

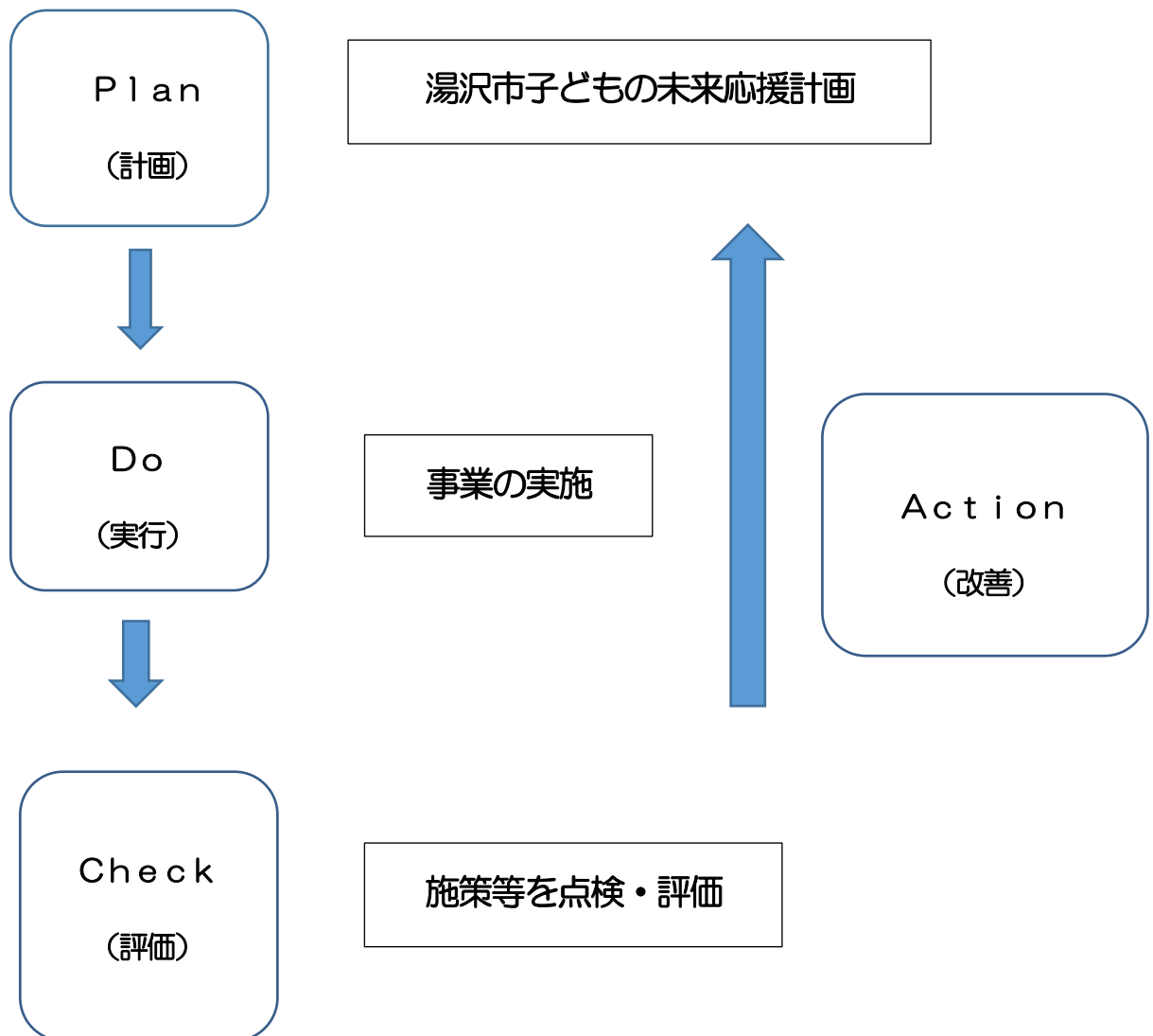
2 子ども未来課を中心としたネットワーク体制の構築

子ども未来課において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの**一体的な相談支援**を行います。妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、**民間や地域、関係機関と連携し、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化**を図ります。



3 計画の進捗管理

本計画の進捗状況を把握するため、関連事業の実施に関しては、PDCAサイクルを取り入れ、子どもの未来応援計画策定会議にて、年に1回事業の評価見直しを行うこととします。



資料

1 第1期計画の取り組みと評価

第1期湯沢市子どもの未来応援計画(評価)

計画実施期間:平成30年度
から令和4年度

事業名	担当課	これまでの主な取組み(平成30年度～令和3年度)	達成度	事業効果(市民にもたらした効果)	事業課題	今後の方向性	今後の取組み等
施策展開Ⅰ 気づきつながる支援 妊娠期からきめ細やかな「気づきつながる」相談体制の整備により、早期発見・早期対応により子どもたちを取り巻く環境を整えます。							
母子保健事業 子育て世代包括支援センター事業 子ども家庭拠点事業(妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援)	子ども未来課	・母子手帳交付時等、妊娠期に妊婦と対面でアセスメントを実施。出産後も保健師等による家庭訪問を実施。(いずれも実施率100%)。子ども家庭総合支援拠点の家庭相談員と情報共有しながら、必要な妊産婦および子どもに支援計画をたて、子育て支援センターや教育保育施設、学校、要対協等、各関係機関と連携し支援を行っている。 ・不安や悩みの軽減のため、ママと天使の交流会(産前産後サポート事業)や母乳育児応援講座を実施。	B ほぼ計画どおりに進んだ	妊娠期から出生、子育て期までの個別対応により、妊産婦や子ども及びその家庭の状況を把握し、必要に応じ支援したり、不安の軽減等につとめることができています。 支援が必要な妊産婦や子ども等については、保健師及び家庭相談員が情報共有を密にし、関係機関との連携も図りながら、対象者が孤立することがないように切れ目のない支援を行っている。	妊産婦や子ども及びその家庭が抱える課題の複雑化による対応の難しさ。	B 見直した上で継続	妊婦面談、母子訪問の100%実施。 支援が必要な妊産婦や子ども等の早期発見・早期対応のための個別支援の強化。 事業重層的支援体制整備事業を実施し、他機関との連携を密にし、包括的な支援体制を強化する。
「3つのつなぎ」(注1)のネットワーク体制の構築	子ども未来課	妊産婦会議にて母子手帳交付時のすべての妊婦および産後の家庭訪問時のすべての産婦及び子どもの情報を保健師、栄養士で共有し、乳幼児健診時の支援まで協議しているほか、家庭支援の必要なケースについては子ども家庭総合支援拠点の家庭相談員とも情報共有し切れ目なく支援している。学校をはじめとする関係機関との情報共有も行って役割分担を行い支援している。	B ほぼ計画どおりに進んだ	保健師、栄養士が全ての妊産婦及び乳児を把握し健診時に対応することができており、安心して子どもや家庭について相談できる体制ができています。 要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との円滑な連携により、切れ目のない支援ができています。	身近な支援者の「気づきつながる」が不十分である。 インフォーマルな支援の把握ができていない。	B 見直した上で継続	現状のネットワーク体制を維持しつつ、民生委員や市民に対し、「気づきつながる」の普及啓発をさらに強化。 民間団体とのネットワーク体制の強化。 事業重層的支援体制整備事業を実施し、他機関との連携を密にし、包括的な支援体制を強化する。
生活困窮自立支援事業 民生委員事業 重層的支援体制整備事業	福祉課	①生活困窮に係る諸問題について、総合相談室(自立相談支援窓口)の設置による相談体制の整備により、早期発見・早期対応を図った。また、相談者が自ら家計を管理し自立できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎなど早期の生活再生を支援した。 ②地域の高齢者や障がい者、生活困窮世帯への見守りや相談活動によって問題を把握し、関係期間への支援につなげた。また、知識や技術の習得のため研修に参加した他、民生児童委員の活動の周知を行った。 ③対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行った。	B ほぼ計画どおりに進んだ	①問題の解決につながる支援につなぐことができた。 ②問題が深刻化する前に関係機関から支援を受けることができた。 ③令和4年度の重層的支援体制整備事業実施に向けて、庁内関係部署、支援機関との連携を図り、実施計画の策定。また、未実施事業であった、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」「生活困窮者の共助の基盤づくり事業」の実施体制について方向性を決定した。	①問題がある家庭へのアウトリーチ。 ②民生児童委員が欠員となっている地区の相談環境整備 ③庁内関係部署、支援機関以外にも「重層的支援体制整備事業」の背景及びその内容や「断らない相談」を実施するための接遇・傾聴についての理解を深める必要がある。	A 現行のまま継続	①事業の周知と自立相談支援の充実 ②問題対応への知識取得のために研修に参加し、引き続き地域の見守りや相談活動を行う。また、相談環境の整備のため、民生児童委員が欠員となっている地区の補充を行う。 ③令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施し、これまで以上に庁内関係部署や支援機関との連携体制が緊密に取れるようになり、複合的な問題の迅速な解決を図られるようになる。 また、引き続き、地域で困りごとを抱えている人に気づき専門機関につなぐことの出来る人材を育成する。
5歳児教育相談会	学校教育課	平成28年から実施し、令和4年度で7年目を迎える。その年5歳になる幼児を対象に、5歳児教育相談会に参加してもらい、発達状況確認と教育相談を実施している。就学支援コーディネーターが子どもの在籍している園を訪問し、課題を共有したうえで相談会を行っている。相談会を終え心配な子どもについては、就学支援コーディネーターを中心に相談会後も改善に向けたサポートを行い、小学校または特別支援学校へスムーズな接続ができるようにしている。	A 計画どおりに進んだ	5歳児教育相談会が保護者や園で定着してきており、参加率はほぼ100%である。園からのアプローチではなかなか課題改善に向けた取組につながることができなかったというケースもあり、園でも、早期からの支援のきっかけと捉えている。子育てや就学に対する心配なことを相談できる場として参加してくれている保護者も増えてきている。	園や1歳6か月健診や3歳児健診を行っている子どもも未来課とのより一層の共通理解と連携が必要である。さらに、小学校入学後も継続した支援を行うため、各小学校との連携が重要である。	B 見直した上で継続	学校教育課が主体になって5歳児教育相談会を行ってきたが、個別面談の際に保健師にも対応してもらうなど、子ども未来課と連携しながら運営できるようにしたい。
心の教室 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携	学校教育課	平成30年度～平成31年度は、山田中学校と皆瀬中学校にスクールカウンセラーの配置はなく、心の教室相談員を配置していた。令和2年度からは市内の中学校すべてにスクールカウンセラーが配置されたが、他の4中学校に比べ山田中学校と、皆瀬中学校への配置時数が少ないため、継続して心の教室相談員を配置している。	A 計画どおりに進んだ	心の教室相談員は生徒や教職員との関係もよく、生徒にとって相談室は、足を運びやすい場所になっている。心の教室相談員と教員と連携を図り、協働的な取組を行うことで、生徒のもつ悩みや不安の解決が図られている。	スクールカウンセラーは講演をしてもらったり、エンカウンターをしてもらったりしている。心の教室相談員との棲み分けができており、今のところ特に課題はない。	A 現行のまま継続	

第1期湯沢市子どもの未来応援計画(評価)

計画実施期間:平成30年度
から令和4年度

事業名	担当課	これまでの主な取組み(平成30年度～令和3年度)	達成度	事業効果(市民にもたらした効果)	事業課題	今後の方向性	今後の取組み等
施策展開Ⅱ 教育の支援 <p style="text-align: center;">すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく教育の機会が均等に確保されるよう地域と共に教育の環境を整えます。</p>							
ブックスタート事業 子どもの読書活動推進事業	生涯学習課 湯沢・雄勝図書館	・ブックスタートについては、7ヶ月児健診時に親子に読み聞かせを行い、全員に絵本を1冊贈呈。 ・読書フェスタの開催 ・長期休み期間の読書推進事業(読書イベントの開催) ・読書の記録帳の贈呈事業(新1年生対象として) ・読書の記録帳の利用促進(達成者への記念品の贈呈) ・発達段階に合った図書館だよりの発行	B ほぼ計画どおりに進んだ	読書イベント等の実施により、子ども達が本に親しむきっかけの一つとなった。また、新1年生に読書の記録帳を1冊進呈することで、読書に対する興味・関心の醸成を図ることが出来た。	・図書館の利用や読書量が減少する中学生以上の年代への読書支援 ・子どもだけでなく保護者も巻き込んでのイベントの実施や、読書案内の作成 ・デジタルデバイスの普及に伴う子どもの読書離れへの対策	A 現行のまま継続	子ども達が楽しんで読書に取り組みめるように、情報提供や読書環境の整備を他課と連携しながら継続して行っていく。
夢の教室	生涯学習課	平成30年度 11校 1学年 令和元年度 11校 1学年 令和2年度 中止(新型コロナウイルス感染症の影響による) 令和3年度 9校 2学年 ・学校統合により2校減。 ・前年度中止になった学年を含め、2学年で開催	A 計画どおりに進んだ	実施校からは高い評価をいただいているほか、7割以上の児童が「友人を大切すること」「助け合い、人に感謝する気持ちを持つこと」「失敗してもあきらめないこと」など授業終了後のアンケートで回答している。	対面式の授業や実技授業が可能になるよう、委託先(日本サッカー協会)と協議を進める。	A 現行のまま継続	結果を残したアスリートが、自らの体験をもとに「夢を持つこと、その夢に向かって努力することの大切さ」などを授業を通じて伝え、子どもたちの夢を育むとともに健やかな成長を後押しする事業であり、今後も継続して実施していく。
放課後子ども教室	生涯学習課	子どもたちの安心安全な活動拠点(居場所)を確保し、地域住民の協力を得ながら、学習支援やスポーツ及び地域交流活動を通して地域の子どもの安全を守り、健全育成を図る。	B ほぼ計画どおりに進んだ	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)である放課後子ども教室(通称:ゆーとびあキッズステーション)をコーディネーターなど地域の方々の参画を得て7カ所で開催している。	・統合(新設)などをする放課後児童クラブとの一体型、連携型での開設 ・特別な支援を必要とする児童への対応	B 見直した上で継続	すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を連携して推進する。
生活困窮自立支援事業(学習支援)	福祉課	毎週火曜日の通常学習で基礎学力を形成するとともに、イベント等での販売活動を通じて勤労意欲の醸成やコミュニケーション力の向上を図った。	A 計画どおりに進んだ	学力だけではなく生活能力が図られたほか、様々なプログラムを通して、勤労意欲の醸成や生活態度の改善がなされた。	卒業した生徒の進学や就職活動へのフォローアップ(支援)と成功体験の還元機会の提供を継続して実施する必要がある。	A 現行のまま継続	既存の相談体制を活かした進路に関するフォローアップ調査及び集中学習などを活用した卒業生による報告会を実施し、夢の実現に向かって挑戦する塾生の学習意欲の増幅を図る。
放課後等デイサービス事業	福祉課	生活能力に支援が必要な児童、生徒が放課後や長期休暇を利用し、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進やその他必要な支援を行った。	B ほぼ計画どおりに進んだ	サービス利用希望者に対して、サービス提供できる事業所が不足していることから、日中一時支援事業に対応している状況。	サービス利用の需要が増加している中で、サービス提供できる事業所が不足している状況。事業所の新規開設希望はあるものの、必要な人材確保が難しい。	A 現行のまま継続	新規事業所の開設に向けた事業者の支援に努める。

第1期湯沢市子どもの未来応援計画(評価)

計画実施期間:平成30年度
から令和4年度

事業名	担当課	これまでの主な取組み(平成30年度～令和3年度)	達成度	事業効果(市民にもたらした効果)	事業課題	今後の方向性	今後の取組み等
施策展開Ⅲ 生活の支援							
日常生活において必要な支援や基本的な生活習慣を身につける機会を提供することにより、安定して暮らしやすい生活環境を整えます。							
結婚・子育て資金利子補給事業 家事代行シェアリング事業	まちづくり協働課	○結婚・子育て資金利子補給事業 市と市内金融機関が提携し、結婚や子育て資金借入の償還に係る経費(利子)に対し、毎年12月末現在の借入残高に2%を乗じた金額を利子補給金として助成を行った。(利子補給期間84ヶ月以内、融資限度額200万円)※利用実績件数(H29貸付:3件、H30貸付:2件、R1貸付5件、R2・R3新規貸付無し) ○家事代行シェアリング事業 H29.10月にサービスを開始し、市民や市内企業への周知を行ったほか、ふるさと納税制度を活用し返礼品登録するなど多方面での利用促進を図った。※利用実績件数(H30:3件、R1:2件、R2:1件、R3:1件)	C あまり進まなかった	○結婚・子育て資金利子補給事業 結婚費用や子育て資金借入の償還に経費(利子)の一部を助成することで、新婚世帯や子育て世帯の経済的な負担軽減を図った。 ○家事代行シェアリング事業 家事代行サービスを利用することにより、家事に対する精神的、肉体的な負担が軽減され、生活にゆとりが持てるようになり、女性自身の多様な働き方や暮らし方の選択の幅が広がった。	○結婚・子育て資金利子補給事業 R2、R3は新規の貸付が無かったため、事業の認知度の向上に向けて、市内金融機関と連携しながら周知を進める必要がある。対象となる使用用途に関して検討を行い、内容の見直しや拡充等行っていく。 ○家事代行シェアリング事業 ふるさと納税制度を活用するなど多方面からの利用促進を行ってきたが、利用に際して「他人が家に入ること」で不安があるなど、サービスへの評価の高さに反して利用者が伸び悩んでいる現状がある。	B 見直した上で継続	利用者増加に向け、事業の周知等は進めながら、市民ニーズを調査し、事業展開の方法を検討していく。
離乳食教室・食育教室	子ども未来課	「マイナス0歳からの食育」ということで、母子手帳交付時に妊婦に対し栄養指導を行っているほか、妊娠中期にアンケートを取り、備った食事の妊婦に個別指導を実施。離乳食教室、離乳食個別相談で乳児期からの適切な栄養摂取について指導。幼児食育教室、小学校での食育教室(コロナ前は7校で実施)、中学生栄養講話(全中学校:男女とも)で子どもたちに望ましい食生活を啓発するとともに、小学生の保護者に対し食育通信を発行し、保護者の意識改善にも努めている。	B ほぼ計画どおりに進んだ	妊娠期から乳幼児期にかけての細やかな指導・相談により、食事に関する不安を軽減することができている。 ライフステージごとの食育の実施により、早期からの望ましい食習慣形成や生活習慣病予防の意識づけにつながっている。	・乳幼児の食事に関する多様な疑問や心配事への対応 ・食育に関わる機関との連携	B 見直した上で継続	教育・保育施設、学校等の食育に関わる機関と連携しながら、食への関心を高め、望ましい食習慣形成を啓発するとともに、家庭での食育の推進に努める。
子育て支援総合センター事業 ファミリー・サポートセンター事業 子育てシェアリング事業	子ども未来課	子育て支援総合センター事業では、親子が交流するイベント「げんきっこクラブ」や産後の育児不安を解消する「ママと天使の交流会」等を開催し、親子の交流や相談対応を行った。 ファミリー・サポート・センター事業では、コロナの影響を受け預かりの利用件数は減少しているがHPや会員募集のチラシで周知を図ることににより、会員登録者数は増加となった。 子育てシェアリング事業では、会員は増加傾向だが利用実績はない状況である。	B ほぼ計画どおりに進んだ	子育て支援総合センター事業では、遊び場を提供することで親子の交流や気軽な相談に対応し、支援が必要な方には子育て世代包括支援センターと連携し、育児不安の解消が図られた。 ファミリー・サポート・センター事業では、安全、安心な預かりを実施し、地域で子育てを手伝う仕組みができている。	ファミリー・サポート・センター事業で実稼働できる協力会員が少ないこと。	A 現行のまま継続	施設利用者の対象年齢に合ったイベントを開催し、利用の促進につなげる。 ファミリー・サポート・センター事業では、継続して会員募集に努める。特に実稼働できる利用会員を増やす取り組みが必要である。
住宅確保給付金 生活困窮自立支援事業 フードバンク	福祉課	① 離職などにより経済的に困窮し、住居喪失のおそれのある者に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給した。 ② 生活困窮に係る諸問題について、総合相談室(自立相談支援窓口)の設置による相談体制の整備により、早期発見・早期対応を図った。また、相談者が自ら家計を管理し自立できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎなど早期の生活再生を支援した。 ③ 市役所本庁舎や各総合支所に設置したフードボックスを管理し社会福祉協議会への連絡調整を行った。	B ほぼ計画どおりに進んだ	① 住居を失うことへの不安が解消され、自立に向けた就職活動に注力することができた。 ② 教育関係者や各相談支援機関との連携による、家計相談支援事業の利用により、収支を把握し、家計の改善を図り生活困窮世帯を減少させた。(年平均50件の相談) ③ フードロスへの対策としての浸透、困窮世帯への支援	① 他の支援策を併せた、より就労につながるような支援 ② 問題がある家庭へのアウトリーチ。 ③ 周知(実施主体が、フードバンクあきた湯沢事業部)	A 現行のまま継続	① 生活保護に至る前の支援として適切に適用させる。 ② 事業の周知と自立相談支援の充実 ③ 実施主体との調整による必要な支援対応

第1期湯沢市子どもの未来応援計画(評価)

計画実施期間：平成30年度
から令和4年度

事業名	担当課	これまでの主な取組み(平成30年度～令和3年度)	達成度	事業効果(市民にもたらした効果)	事業課題	今後の方向性	今後の取組み等
施策展開Ⅳ 保護者に対する就労の支援 <p style="text-align: center;">子どもを預かる場を提供し、保護者が安心して働ける環境を整えます。また就労に関する寄り添い支援を行うことで保護者の経済的な自立を目指します。</p>							
日中一時支援事業	福祉課	放課後等デイサービス事業を利用できない児童・生徒に対して、日中活動を行う場としての支援を行った。	B ほぼ計画どおりに進んだ	放課後等デイサービス事業を利用できない対象者の受け皿としての事業を行った。	放課後等デイサービス事業を行える事業所が不足している状況であることから、日中一時支援事業を継続していく必要がある。	A 現行のまま継続	サービス利用希望者の要望に合うように事業者の支援に努める。
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 生活保護制度に係る就労自立給付費	福祉課	生活保護制度の高校生アルバイト収入の収入認定除外について、対象世帯に説明した。 高校生の卒業に際して受けられる各種給付について、高校卒業後の進学を検討中の世帯に説明した。	B ほぼ計画どおりに進んだ	高校生のアルバイト収入の収入認定除外を認めた世帯は平成30年から現在までで4世帯	生活保護制度上のメニューを対象者に説明してきたに過ぎず、計画の有無に関わらず対象者には説明、適用していくものである。 このため、本計画に掲げる事業としてはなじまない。	C 廃止	生活保護の制度説明の中で今後も同様の取り組みを行っていく。
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	福祉課	個人ごとの支援プログラムを作成し、体験就労の場を提供するなどの就労に向けた支援を行った。	B ほぼ計画どおりに進んだ	一般就労につながったケースがあるものの、「保護者」がこの事業の対象となることは皆無といってよい。	左記のとおり「保護者」がこの事業の対象となることは考えられないため、本計画に掲げることはなじまないものとする。	C 廃止	支援の入り口となる自立相談支援を充実させる
病児保育事業	子ども未来課	①病児対応型：雄勝中央病院6階 病児保育室「はぐくみ」 湯沢雄勝郡内では初の病児対応型の病児保育室として令和元年11月に開設、周辺市町村を含めて幅広くPRし利用を呼びかけた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部期間を利用制限したため利用者数は減少傾向にあったが、令和3年度は利用者数が増加している。 令和3年度末現在、利用登録者数136人、延べ利用者数240人 体調不良型・特定保育・教育施設4か所を実施 保育中に児童が体調を崩した場合に、専用の居室で専任の看護師が付き添い、保護者が迎えに来るまでの間に児童の観察など応急的な対応を行っている。 令和3年度延べ利用者数486人 病後児対応型：特定教育・保育施設1か所を実施 病気の回復期にある児童を専用の施設で専任の看護師等が付き添って保育を行っている。 令和3年度延べ利用者数51人	C あまり進まなかった	子どもが急な病気にかかった場合でも、安心安全な環境で保育できる施設を整備したことによって、保護者が就労しやすく子育てしやすい環境を整備することができた。	令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用を制限されることが多く、利用者数は伸び悩んでいる。 病児保育室「はぐくみ」に関しては、PR等の強化による利用促進が課題となっている。	B 見直した上で継続	各施設の新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底し、安全・安心な環境で保育を実施する。また、利用促進のためのPR等を強化し、対象となる保護者へ周知する。
放課後児童クラブ	子ども未来課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後学校施設や児童館などを利用して、放課後児童支援員を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 令和元年度：三関・須川児童クラブ開設 令和2年度：児童クラブさくらっこ整備 令和3年度：稲川児童クラブ建設 令和3年度利用児童数：15クラブ、749人	B ほぼ計画どおりに進んだ	保護者が就労している間、放課後の児童の育成、教育を行う場を提供し、保護者の就労環境の整備することができた。また、新たな児童クラブを開設し、利用しやすい環境を整備した。	施設の老朽化や狭隘な施設での運営を余儀なくされている児童クラブについて、移転統合や、施設の改修等が急務となっている。	B 見直した上で継続	雄勝地域の4児童クラブの施設の再編を進める。湯沢東小学校区、湯沢西小学校区に点在する児童クラブの再編方針の検討に着手する。
母子父子自立支援事業 自立支援教育訓練給付金	子ども未来課	母子父子自立支援員を配置し、母子父子家庭の親の生活全般に関する相談に応じたほか、就労支援、母子父子専属福祉資金の貸付申請などの支援を行い、該当世帯の自立助長を図った。	B ほぼ計画どおりに進んだ	給付金の支給相談のほか、ひとり親家庭の生活全般に渡って相談窓口を設置し、ひとり親家庭が抱える様々な生活課題に寄り添った支援機関として機能している。	母子父子自立支援員は日々の相談業務の中で、その世帯の状況を分析し、適切な支援策を提案し、自立支援の一助を担っている。教育訓練給付金については、ハローワークでも同様の事業があることや、すぐに就労を望む者が多く、利用者数はほとんどない状況となっている。	B 見直した上で継続	母子父子自立支援員の相談業務については現行のまま継続とする。給付金事業については、利用実績はないものの、国の制度によるものであり、利用できる体制を整えておくこととする。
就労に関する情報提供	商工課	・ハローワークからの求人情報を市ホームページに掲載 ・内職相談窓口の運営 ・在宅就労機会の拡充を目的に、クラウドソーシング導入推進事業を実施	B ほぼ計画どおりに進んだ	・148名のクラウドワーカーを育成	・継続的な就労に至ったクラウドワーカーが38名と少なかった。	B 見直した上で継続	・求人情報の掲載と内職相談は継続 ・クラウドソーシング導入推進事業では、アクティブワーカーの比率が少なかったが、当初より民間主導での事業継続を一つの目標としており、H30より民間へ移行した。

第1期湯沢市子どもの未来応援計画(評価)

計画実施期間：平成30年度
から令和4年度

事業名	担当課	これまでの主な取組み(平成30年度～令和3年度)	達成度	事業効果(市民にもたらした効果)	事業課題	今後の方向性	今後の取組み等
施策展開Ⅴ 経済的な支援 <p>生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、児童手当・児童扶養手当などの各種手当、医療費助成や貸与等の諸制度の支援を行い、各家庭の経済的に安定した生活環境を整えます。</p>							
出産おめでとう事業	子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届出時に市内の店舗で利用できる子育て応援クーポン3万円分を贈呈し、経済的負担の軽減を実施。 ・3人以上養育している世帯の未就学児の育児費用を15,000円助成している。 ・秋田木工の子ども用曲木椅子を贈呈。 	A 計画どおりに進んだ	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援クーポン券及び育児費用助成は、利用しやすい体制を整えることにより利便性が図られ、経済的負担の軽減になっている。 ・市のオリジナルな出産祝い品「子ども用曲木椅子」については概ね好評である。 	出産祝い事業は概ね好評だが、子育て世代のニーズに合わせた内容にしていける必要がある。	B 見直した上で継続	出産祝い品の見直しをする。
保育料の軽減	子ども未来課	<p>秋田県が実施している「すこやか子育て支援事業」に市独自に上乗せ助成し、保育料と副食費の軽減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子出生の場合は第2子以降の保育料を所得制限なく無償化 ・すべての世帯の副食費を無償化 	A 計画どおりに進んだ	保育料、副食費の負担軽減による経済的支援を行い、子育てしやすい環境を整備した。	特になし	A 現行のまま継続	秋田県の制度に市が上乗せ助成しているものであり、県の制度改正等の動向を見極めながら事業を継続する。令和4年度からひとり親家庭の保育料を所得制限なく無償化
くるくるリサイクル事業	子ども未来課	H30、R1は、「出会い・子育て・わくわくフェスタ」でリサイクル市を開催したが、R2、R3は、コロナウイルス感染拡大防止のため、密集する市は開催せずリサイクル服の詰め合わせ「わくわくバック」として子育て世代に抽選で提供した。	A 計画どおりに進んだ	湯沢市在住の方だけでなく、県内、県外からも衣類の提供があり、多くの子育て世代に衣類を提供することができた。コロナ禍でも袋詰め子育て世代に提供することで経済的負担の軽減を図った。	コロナ感染予防対策を講じたりリサイクル市の開催。	A 現行のまま継続	コロナが消息するまでは、袋詰めでの提供を継続し実施していく。
各種手当等の支給 (児童手当、児童扶養手当など)	子ども未来課	各法令により支給されることとされている手当を支給したほか、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的な生活支援給付金を支給した。	A 計画どおりに進んだ	子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	特になし	A 現行のまま継続	国の制度に基づき、適切に対応する。
母子父子寡婦福祉資金貸付金 ひとり親家庭住宅整備資金	子ども未来課	母子父子自立支援員を配置し、母子父子家庭の親の生活全般に関する相談に応じたほか、就労支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付申請などの支援を行い、該当世帯の自立助長を図った。	C あまり進まなかった	必要に応じて貸付金制度の情報提供と申請の支援を行った。	母子父子自立支援員は日々の相談業務の中で、その世帯の状況を分析し、適切な支援策を提案し、自立支援の一助を担っている。母子父子寡婦福祉資金貸付金は需要があるものの、ひとり親家庭住宅整備資金の利用者はいない。	B 見直した上で継続	母子父子自立支援員の相談業務については現行のまま継続とする。貸付金制度については社会福祉協議会、住宅整備資金は秋田県の事業であるため、制度は継続とする。
福祉医療費給付	市民課	秋田県福祉医療費補助金交付要綱に基づくとともに一部制度を拡大し、乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の子ども及び重度心身障害児へ福祉医療費受給者証を交付し、医療費の一部負担金を助成した。該当者への交付率：100%（申請を希望しない者を除く）	A 計画どおりに進んだ	乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の子ども及び重度心身障害児の心身の健康の保持及び子育て世帯の経済的負担を軽減した。	適切に福祉医療費を支給するため、保険変更や所得変更等適切な資格を管理するとともに制度の周知徹底を図る必要がある。国、県の子育て支援政策、及び各医療関係法の改正による影響を鑑みた財源を確保しなければならない。	B 見直した上で継続	子どもの保健対策の充実（病気の早期発見・早期治療）を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを推進するため、R4年10月から対象を高校生世代まで拡大する。
要保護児童等への就学援助 特別支援教育に関する支援の充実	学校教育課	経済的理由により就学が困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、湯沢市児童生徒就学援助要綱に基づき、通学に必要な経費を援助している。また、特別支援教育を受ける児童生徒の保護者を対象に、同様に経費を援助している。	A 計画どおりに進んだ	保護者の経済的負担が軽減され、児童生徒の確実な就学に繋がっている。	生活保護基準や物価の変動を確認し、社会情勢の変化に応じた定期的な制度の見直しが必要である。	A 現行のまま継続	
奨学金貸付	教育総務課	<p>平成30年度 1件（総額1,940千円）うち高校生0件 令和元年度 3件（総額2,340千円）うち高校生1件（540千円） 令和2年度 10件（総額22,100千円）うち高校生0件 令和3年度 8件（総額17,540千円）うち高校生1件（540千円） 令和4年度 13件（総額30,100千円）うち高校生0件</p>	A 計画どおりに進んだ	学生の学習意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ることができている。	あくまでも申請による貸付となっているため、制度を必要としている方を把握することが出来ない。ホームページ及び各校へのチラシ配布により制度情報の提供は行っているが、必要な方まで届いているか不明である。	A 現行のまま継続	令和元年度に条例及び規則を改正し、併用を可とするなど借りやすい制度となった。今後も学びの機会を失うことが無いよう、必要に応じて見直しを行うこととする。

第1期湯沢市子どもの未来応援計画(評価)

計画実施期間:平成30年度
から令和4年度

事業名	担当課	これまでの主な取組み(平成30年度～令和3年度)	達成度	事業効果(市民にもたらした効果)	事業課題	今後の方向性	今後の取組み等
湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助	学校教育課	市立小中学校が、教育活動の一環として児童生徒を対外的な運動競技、音楽コンクール等へ参加させる際の経費の一部を支援することにより、児童生徒の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図っている。	A 計画どおりに進んだ	コロナウイルス感染症対策により、開催中止となった大会が多かったが、補助金の交付により、児童生徒の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減が図られている。	児童生徒が各種大会に参加する際の実情をふまえないながら、学校が利用しやすい制度となるよう、社会情勢の変化に応じた制度の見直しが必要である。	B 見直した上で継続	大会に参加する学校へ必要経費の聞き取りを行い、適正な補助額になるよう調整していく。
湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣費	生涯学習課	平成30年度 5件 569,860円 令和元年度 7件 486,100円 令和2年度 2件 115,760円 令和3年度 8件 457,540円	A 計画どおりに進んだ	団員の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ることができている。	引き続き迅速に対応できるように予算の確保が必要である。 新型コロナウイルス感染症の影響による急な大会中止等に対する柔軟な対応も必要である。	A 現行のまま継続	交付要綱に基づき交付対象を精査し、適正に処理することはもとより、申請者の非によらない事態(新型コロナウイルス感染症の影響等)へ柔軟に対応していく。
生活福祉資金貸付制度 たすけあい資金	社会福祉協議会	奨学金制度や他融資機関より借入が出来なかった低所得世帯や障がい者世帯の方に対し、教育支援費、就学支度費などの生活福祉資金の貸付相談窓口として、相談を受け申請を行います。 所得の低い方等に対して生活意欲の助長促進や経済的自立を目的にたすけあい資金の貸付を行います。	A 計画どおりに進んだ	低所得、障がい者世帯の相談もあったが、家庭の事情により一時的に出費が多くなり生活が厳しくなった方へ生活福祉資金の貸付を行った。貸付を受けたことにより、今までと変わらない生活を送れている。	借受人が生徒自身になるため、理解と自覚が必要になる事から、借入に生徒の負担が大きくなる事もありえる。 書類準備が多い事もあり準備してから申請し、審査決定後の送金になる事に日数を要する為、早急な対応は難しい。	A 現行のまま継続	現行のまま相談窓口として相談を受け、必要なら生活福祉資金の申請を行っていく。

- A 計画どおりに進んだ
- B ほぼ計画どおりに進んだ
- C あまり進まなかった
- D 全く進まなかった

- A 現行のまま継続
- B 見直した上で継続
- C 廃止
- D その他

2 アンケート集計結果

湯沢市子どもの未来応援アンケートの概要

1. 調査目的

第2期子どもの未来応援計画策定に向けての対象世帯の状況やニーズの把握

2.調査対象

児童扶養手当受給対象者 363名

3. 調査期間

令和4年8月1日～8月31日

4.調査方法

児童扶養手当現況届送付時にアンケートを同封し、現況調査提出時に持参してもらい回収する。

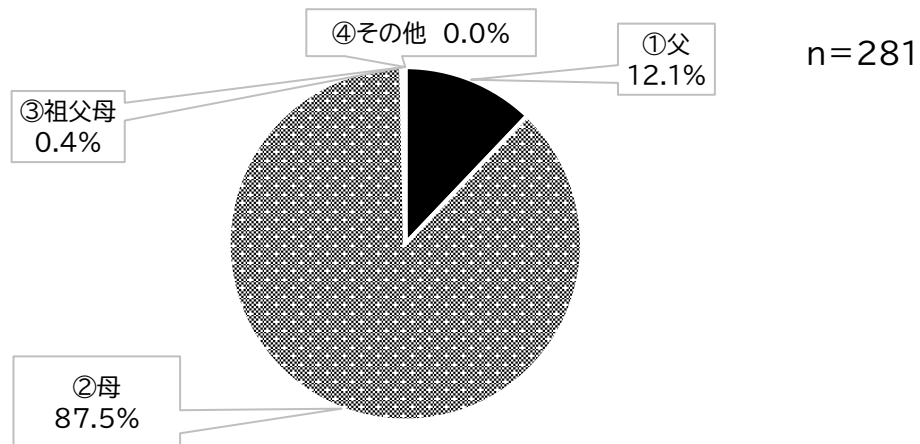
5.回収状況

提出者数 282名

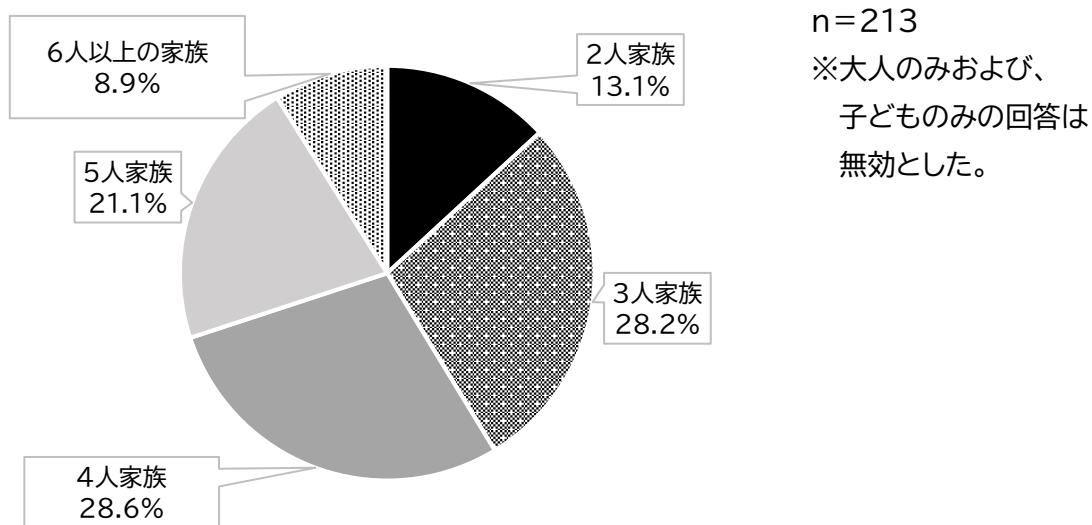
回収率 77.7%

1. 家族構成などについて

問1 回答者は、お子さんからみてどの立場の方ですか。



問2 回答世帯の家族は何人ですか？



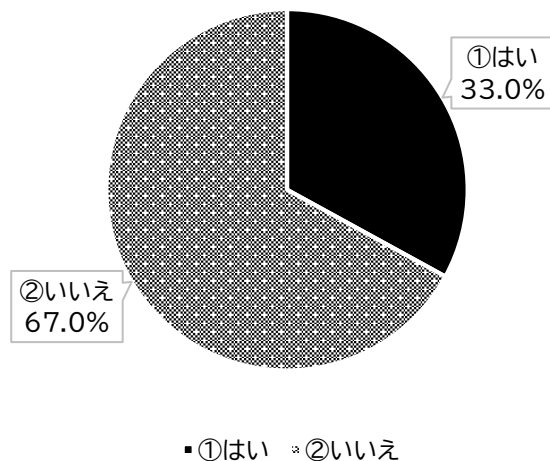
家族構成

未就学児	34
小学生	89
中学生	80
高校生等	81
大学生等	19
大人	504

2. お子さんの現在の生活、将来について

問3 お子さんは習い事等（学習塾を含む）をしていますか。

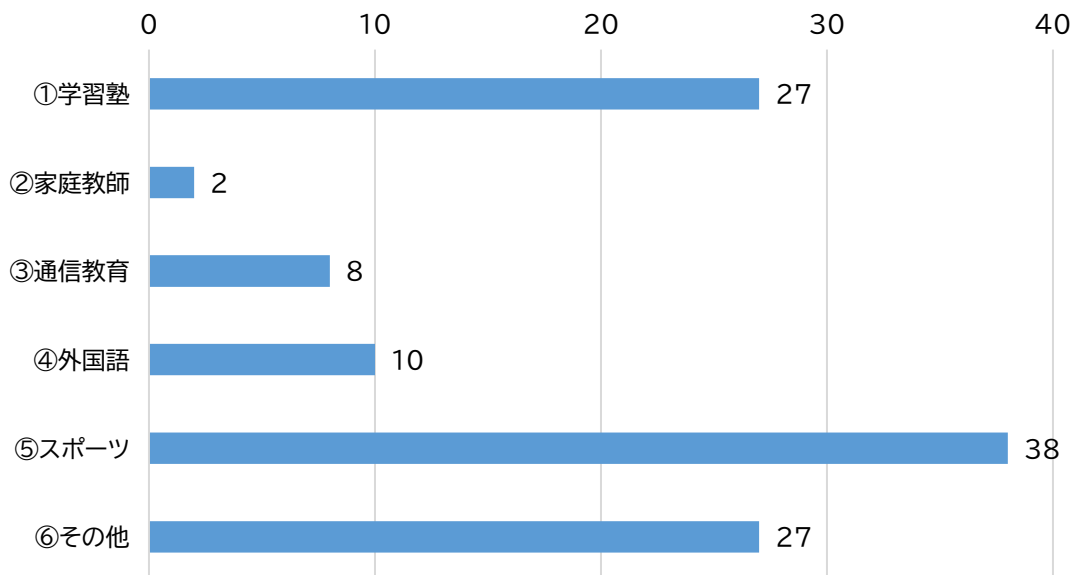
n=282



習い事をしていない子どもが、約7割と多い結果となっています。

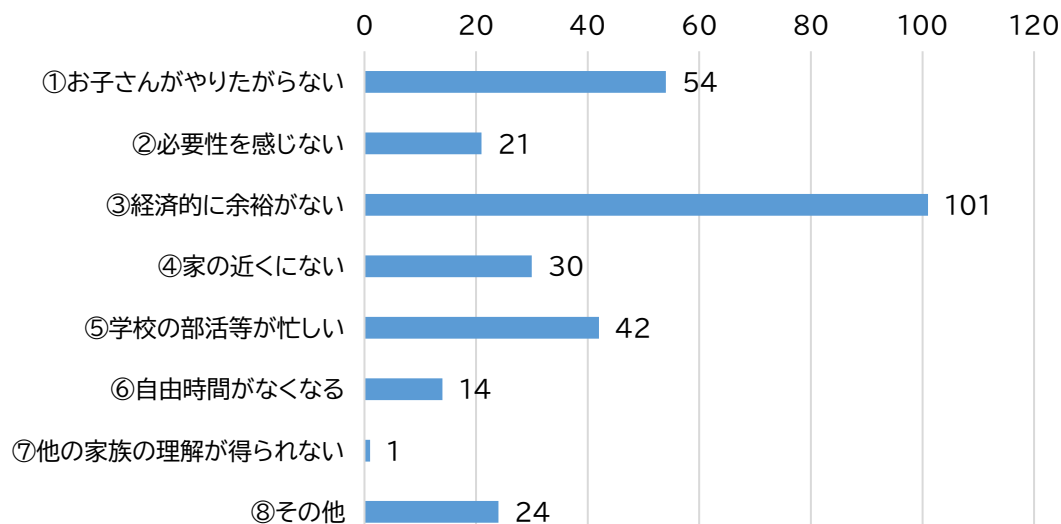
問3-1 「はい」と答えた方にうかがいます。習い事の種類は何ですか。（当てはまるもの全てに○）

n=92



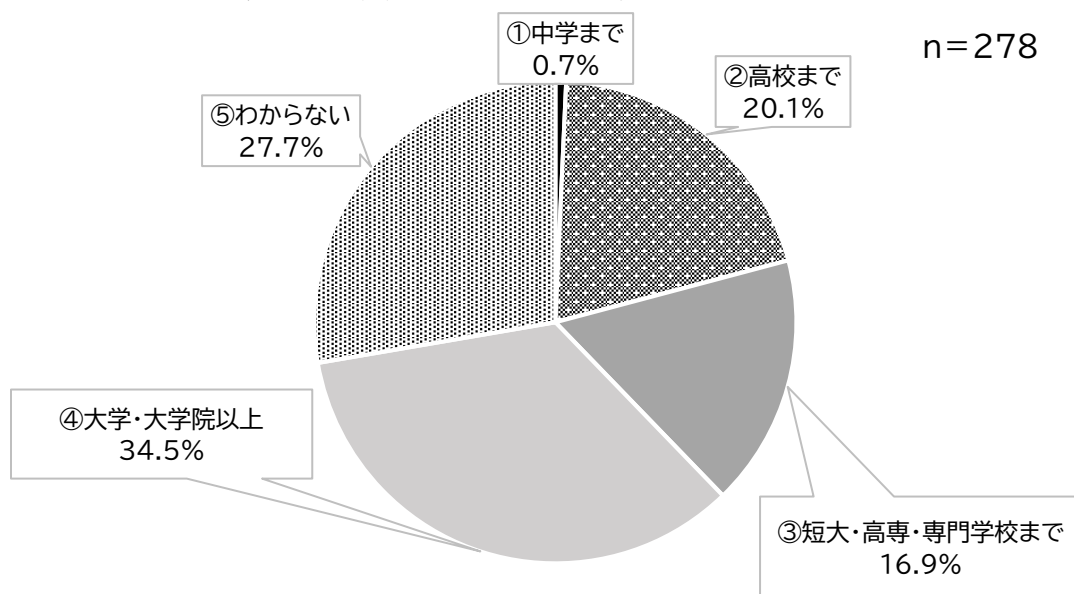
習い事の種類として、「スポーツ」が最も多く、次いで「学習塾」、「その他」となっています。「その他」の内容ではピアノ（12件）や書道（8件）が多くありました。

問 3-2 「いいえ」と答えた方にうかがいます。習い事等をしていない理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○) n=187



習い事をしていない半数以上の54%の理由が「経済的に余裕がない」というものでした。「その他」の理由として、「まだ小さいから」が9件、「送迎が難しい」が6件と多くありました。

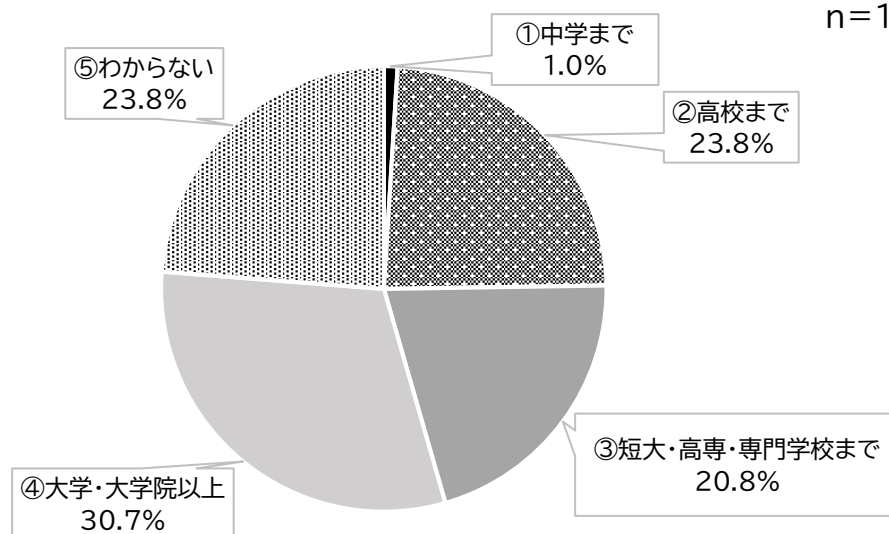
問 4 お子さんに希望する最終学歴は何ですか。



希望する学歴として、「大学・大学院以上」が最も多くなっています。「中学まで」の回答は2件(0.7%)ありました。

問3-2 習い事をしていない理由で「③経済的余裕がない」と回答した者の、問4で希望する最終学歴

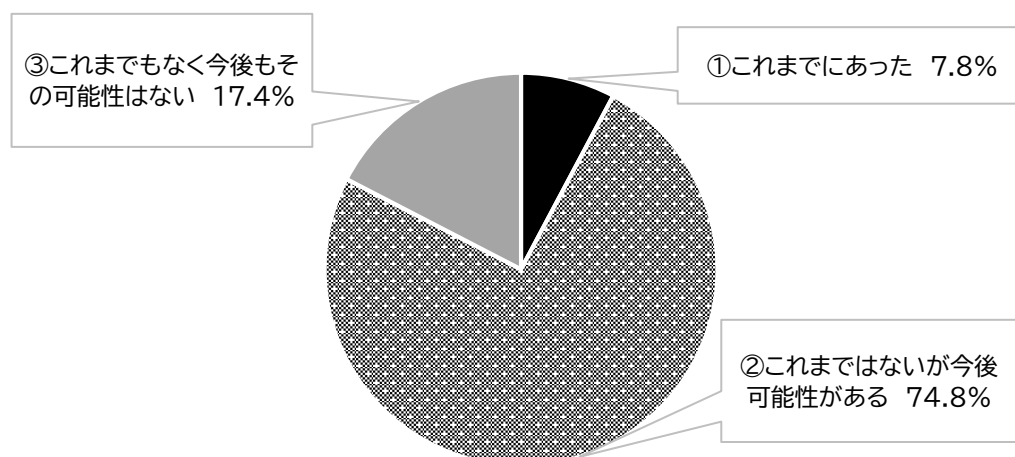
n=101



問3-2 習い事を経済的余裕がないためにしていない家庭の希望する最終学歴は、問4の全体の回答と比較し、「中学まで」「高校まで」の合計が4.0%高い結果となっています。

問5 経済的理由により、お子さんの進学・就学を断念する可能性はありますか。

n=270



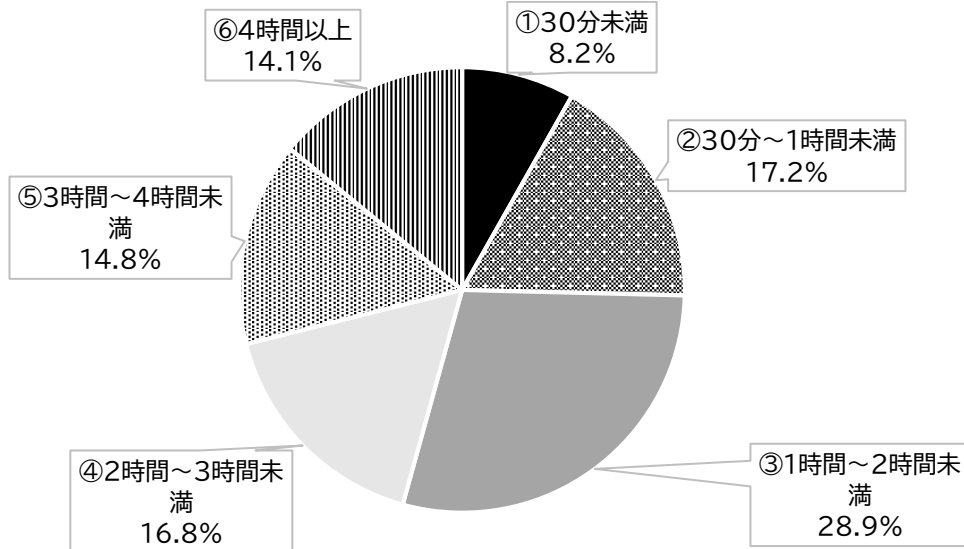
経済的な理由により、進学・就学を断念することが「これまでにあった」、「これまではないが今後可能性がある」と回答した人を合わせると8割以上を占めています。

3. 子育てについて

問6 あなたがお子さんと一緒に勉強、遊びや料理、会話をする時間は1日あたりどれくらいですか。

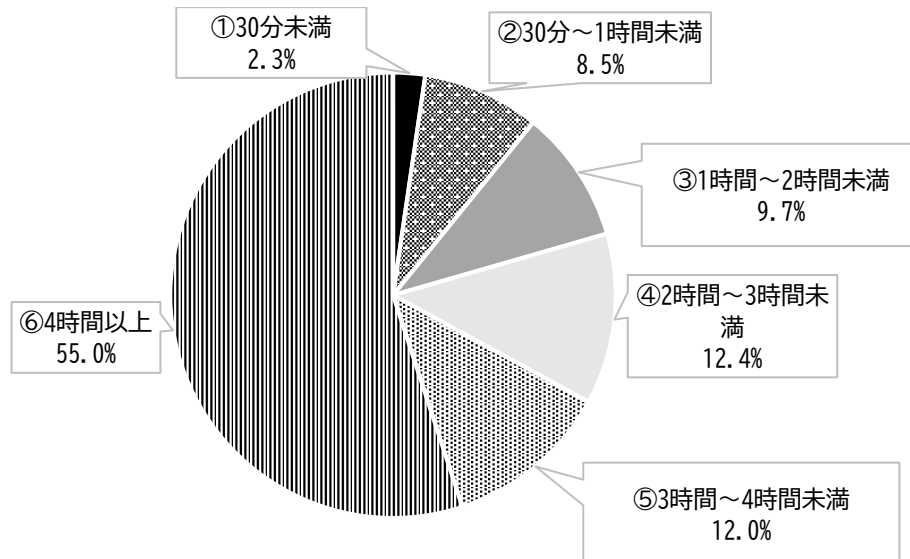
平日

n=256



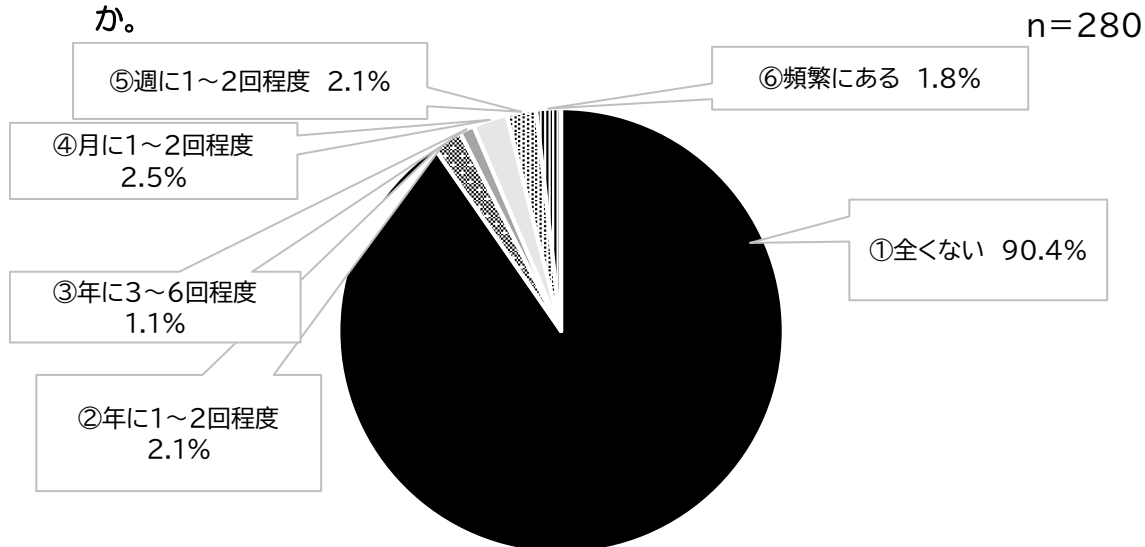
休日

n=258



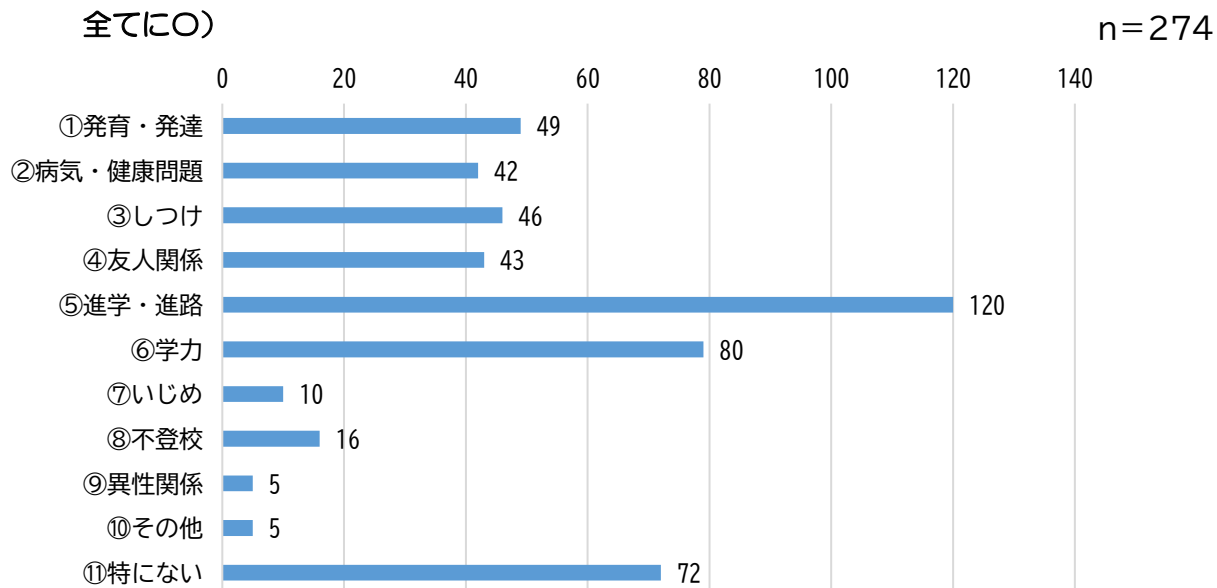
休日については子どもと「4時間以上」過ごすが多く、平日は、各世帯により分布がまばらでした。

問7 保護者の就労により、夜間にお子さんだけで過ごす頻度はどれくらいですか。



保護者の就労により、週1回以上夜間子どもだけで過ごす家庭が全体の3.9%となっています。

問8 あなたは、お子さんに関する次のような悩みはありますか。(当てはまるもの全てに○)

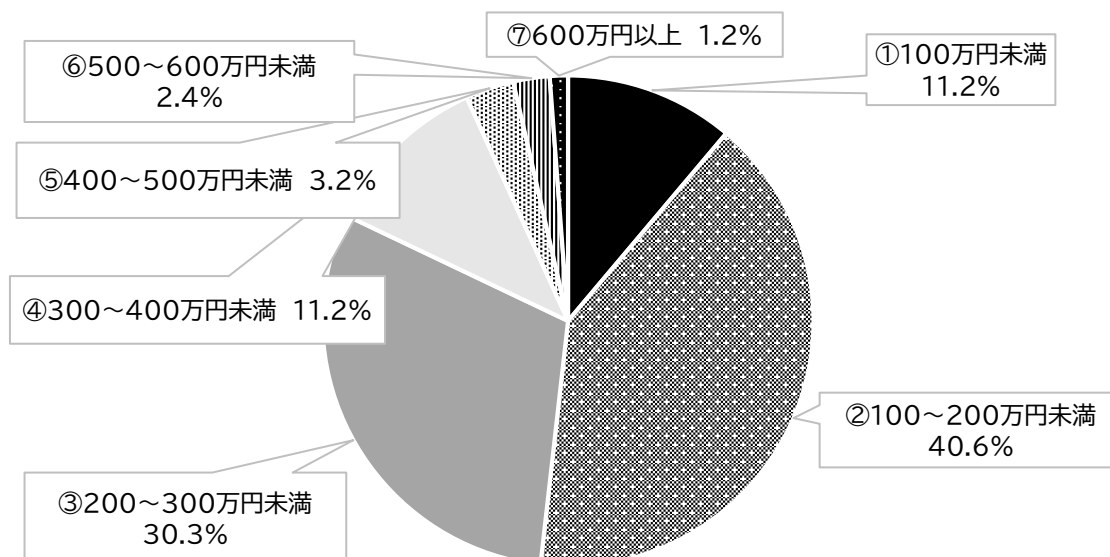


子どもへの悩みのうち「進学・進路」が最も多く次いで「学力」となっています。

4. 経済状況について

問9 世帯の年間収入（手取り額）はどれくらいですか。

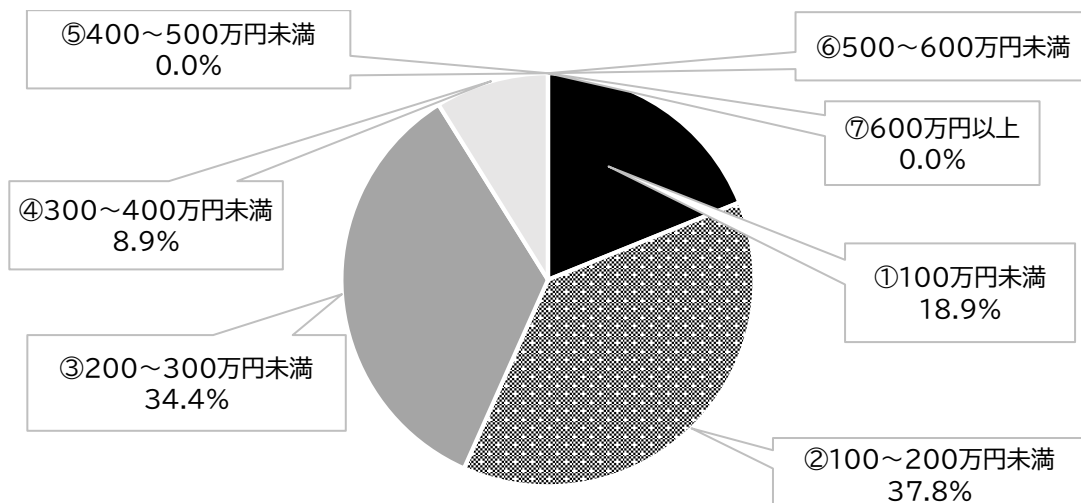
n=251



年間収入が「100万円未満」と「100~200万円未満」を合わせると全体の51.8%となっています。

問3-2 習い事をしていない理由で「③経済的余裕がない」と回答した者の、年間収入について

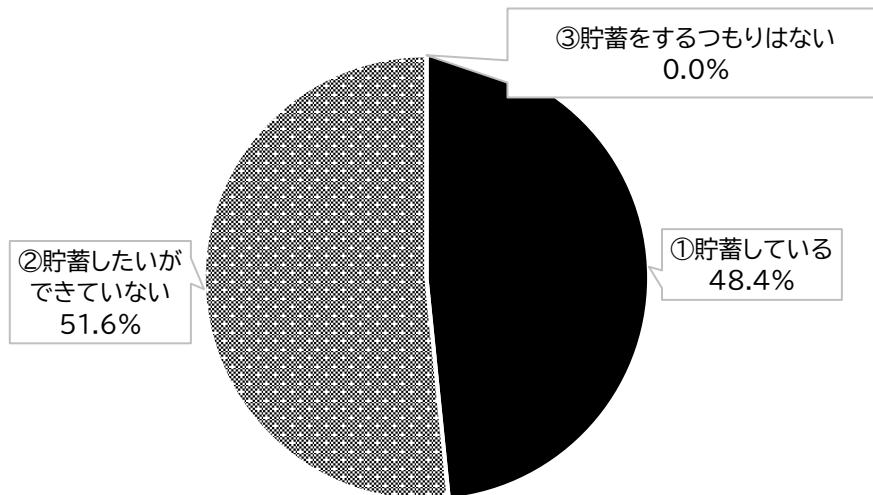
n=90



経済的余裕がないために習い事をしていない家庭では、全体の年間年収と比較し「100万円未満」の割合が7.7%高い結果となっています。400万円以上の家庭はありませんでした。

問 10 あなたは、お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。(当てはまるもの
1つに○)

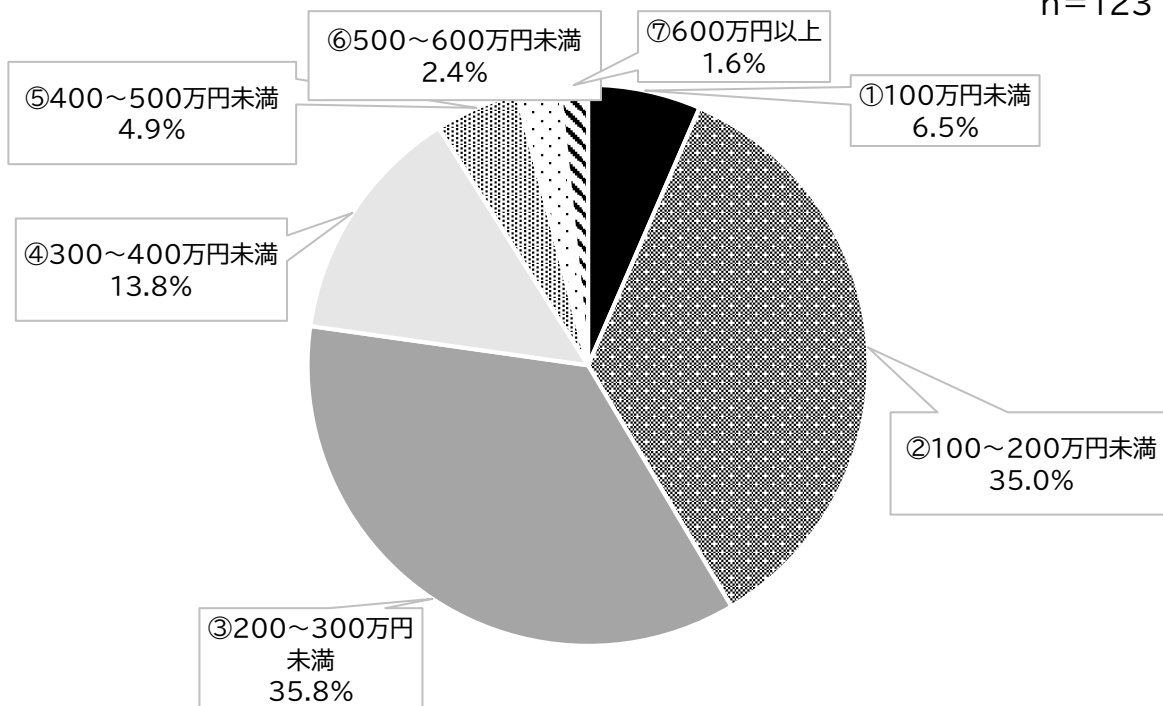
N=281



半数以上が「貯蓄したいができていない」という結果となっています。

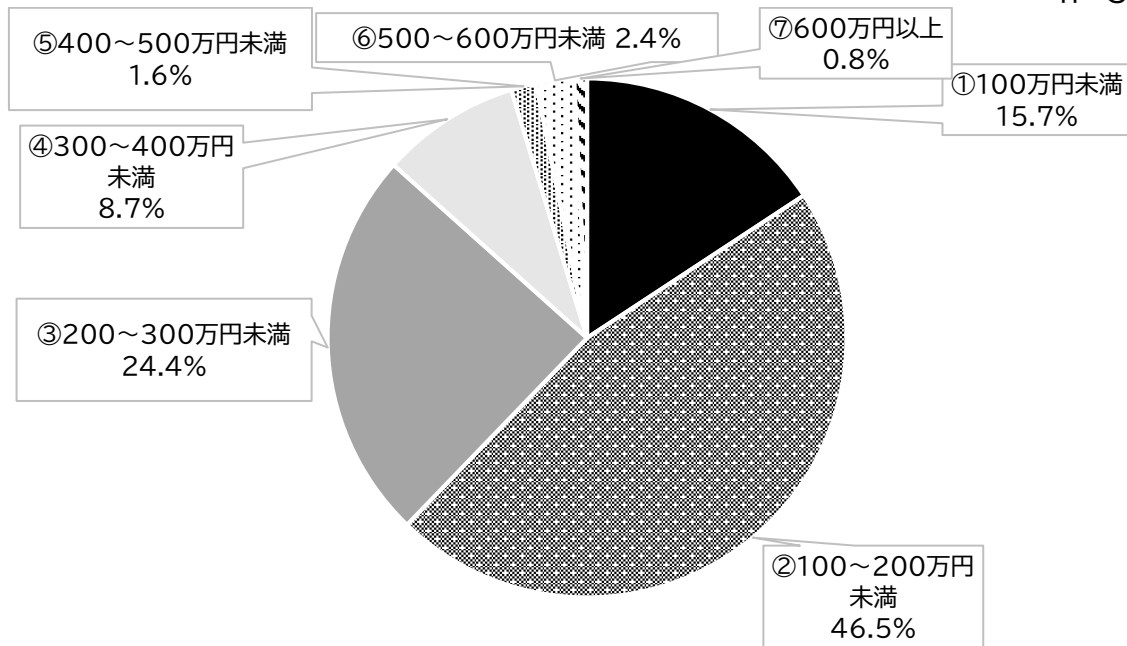
問 10で「①貯蓄している」と回答した者の年間収入について

n=123



問 10で「②貯蓄したいが出来ていない」と回答した者の年間収入について

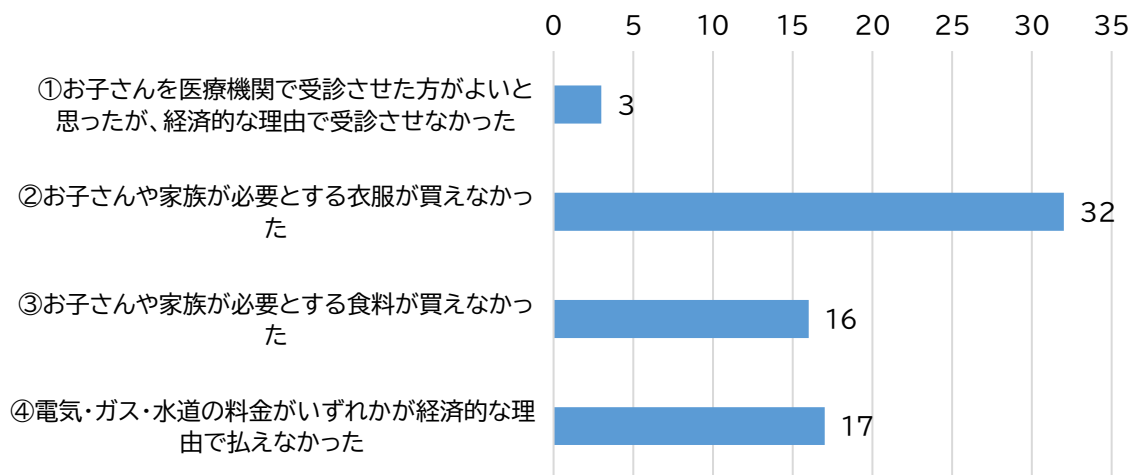
n=39



年収が200万円未満を合計し比較すると「②貯蓄したいができていない」の方が「①貯蓄している」と回答した人よりも20.7%多くなっていることから、年間収貯蓄する余裕がないことが考えられます。

問 11 あなたは、過去1年間に以下のような経験がありましたか。(当てはまるもの全てに○)

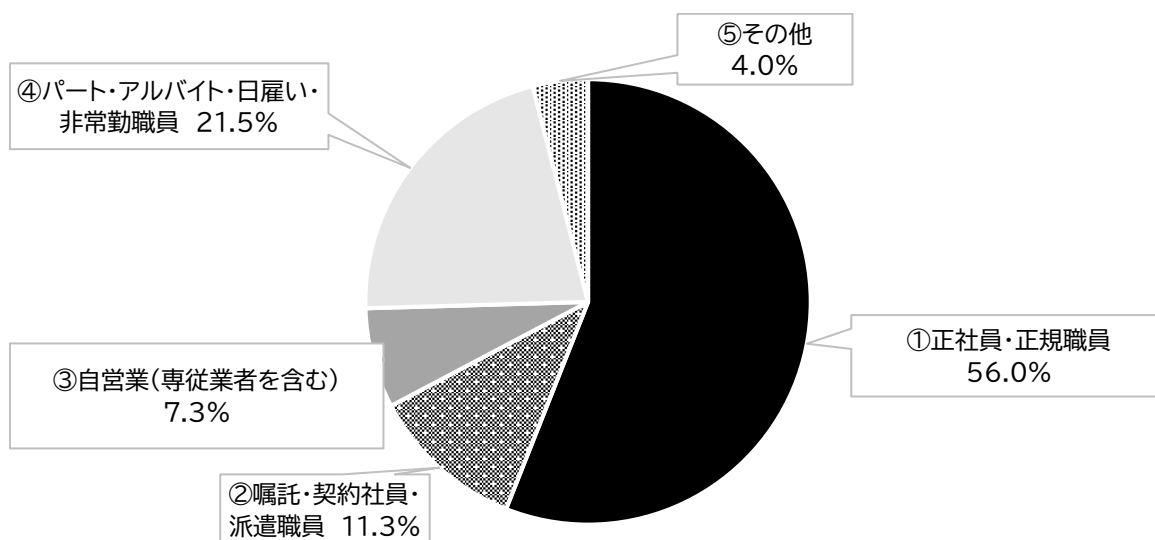
n=53



経済的な理由により「衣服が買えなかった」との回答が最も多く、次いで「電気・ガス・水道料金が払えなかった」「食料が買えなかった」となっています。アンケート提出者のうち18.8%（53人）が何らかの経済的問題を抱えています。

問 12 保護者の就労形態は次のどれに当てはまりますか。

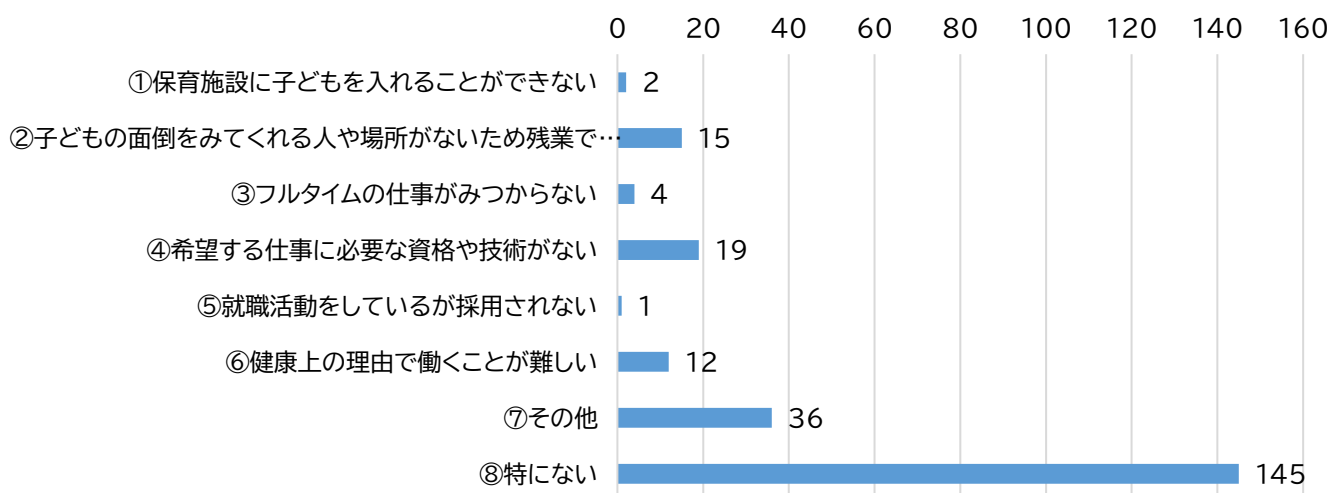
n=275



保護者の就労形態として、「正社員・正規職員」が半数以上を占めていますが、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」と「嘱託・契約社員・派遣社員」を合わせた非正規雇用が、約3割となっています。

問 13 就労に関して保護者が困っていることはどんなことですか。(当てはまるもの全てに○)

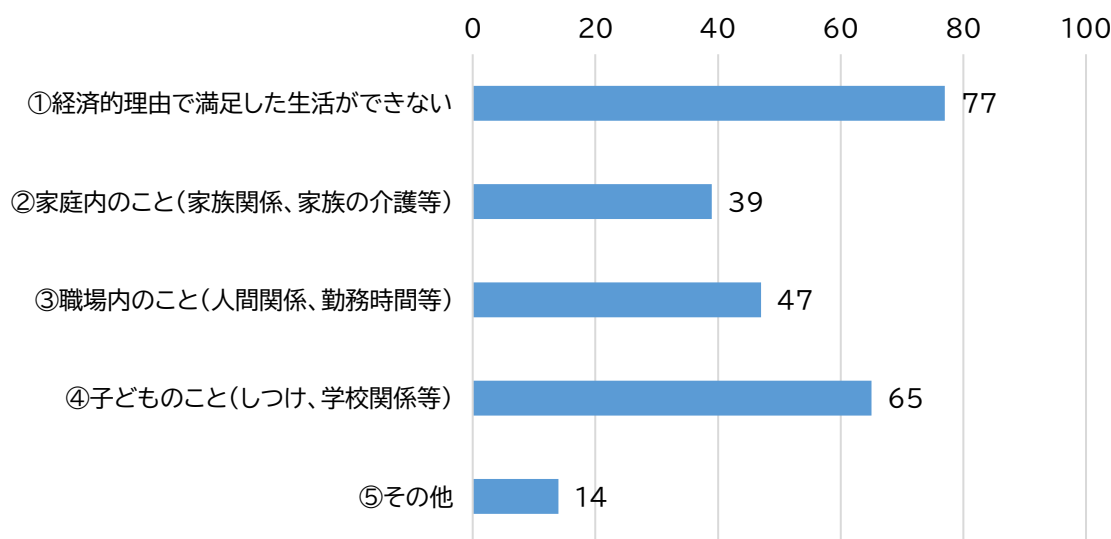
n=225



「特にない」が最も多くなっています。「その他」の内容として、「雇用形態について」や「給与が低いこと」が10件と多くありました。

問 14 あなたが、生活の中で困っていることはどんなことですか。当てはまるもの全てに○をして具体的にどんなことが記入してください。

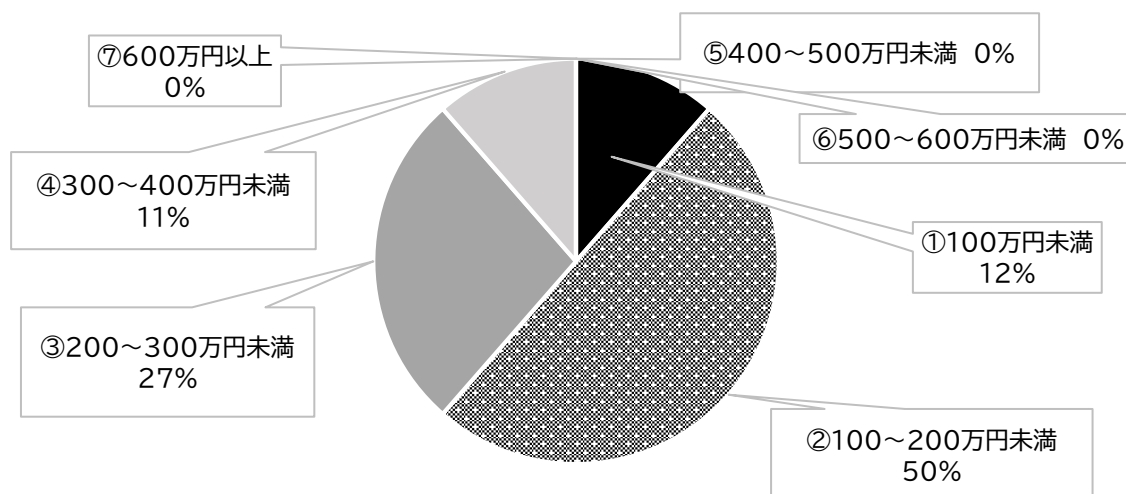
n=177



生活の中で困っていることとして、「経済的理由で満足した生活が出来ない」が最も多く、次いで「子どものこと(しつけ、学校関係等)」「家庭内のこと(家族関係、家族の介護等)」となっています。

問 14 で生活の中で困っていることとして、「①経済的理由で満足した生活が出来ない」と回答した者の年間収入について

n=70



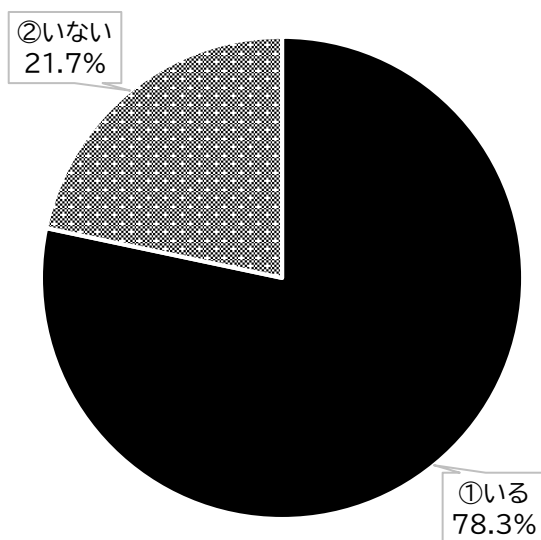
問 14 具体的内容

①経済的理由で満足した生活ができない	1人親なのでもう少し収入がほしい
	求職中のため子どもに買いたいものを買ってあげられない、1人親だとしつけの面で叱る人が自分だけになる
	子どもが大きくなるにつれて支出が多くなっていくのに年々収入が減っていくため学費等の支払いが難しくなっている。
	最低賃金が低く満足した生活ができない
	収入源が少なく、日々余裕がない。大きな支出があるときはかなり困っている。
②家庭内のこと（家族関係、家族の介護等）	片親、両親は高齢で子どもにはお金が必要で自分だけの稼ぎだけではまかなえない
	母親とあまり合わないが、仕事で残業があるときが多いので頼らないといけない。
③職場内のこと（人間関係、勤務時間等）	土日・お盆・正月などあまり休めない、年次がなかなか使えない。
	基本的に12時間労働で残業代なし
	収入を増やしたい
	出勤時間が早く子どもとのコミュニケーションが不足しているように思う。
	体調
	毎日残業しないと仕事が終わらないので保育園でいつも一番最後の迎えでかわいそうだと思う。残業しないと給料が低い。仕事を代わってもらえる人がいない。
④子どものこと（しつけ、学校関係等）	将来、進む道を悩んでいる。
	兄のスポ少に忙しく、妹のスポ少入部をさせてあげられない
	子どもの進路について
	子どもの体調面
	今後のことが不安
	時々思い通りにいかないと強く言ってしまい、その反動で子どもも思い通りにいかないとすぐ手を出したり物を投げたり攻撃的になることがあります。
⑤その他	経済的な面で将来が不安

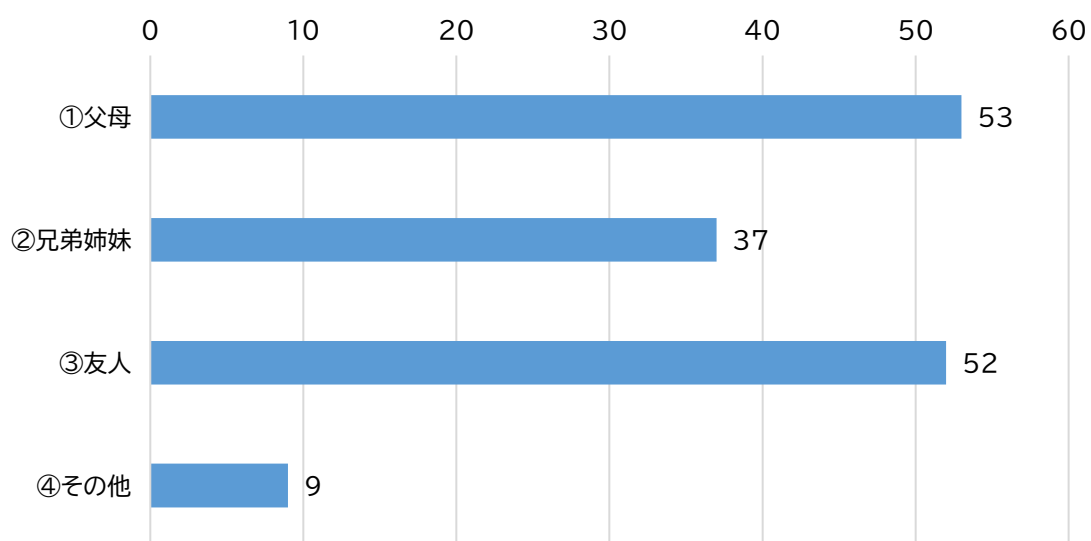
	今年の4月にコロナウイルスに感染してから体調が悪くなく、後遺症で仕事も休職中。これからの生活が不安に思う。
	子どもが大学進学を望んでいるが経済的理由で進学させてあげられるか不安。仕事変更も難しい。
	仕事がきつくて続けていけるのか、3年後以降の生活が維持できるのか不安。
	自分自身が病気で障害者となった為、今後のことがとても不安です。
	自分自身の体調
	将来のことを考えると経済的に不安があること。貯蓄がほぼできていない。
	冬季の人手（除雪、雪おろし等）が圧倒的に足りない
	バスの本数が少なく部活の送迎の時間はバスが通っていないため車で送迎しないとイケない。その分仕事の時間が減ってしまい大変です。

問 15 困っていることについて相談できる人はいますか。

n=249



相談相手について

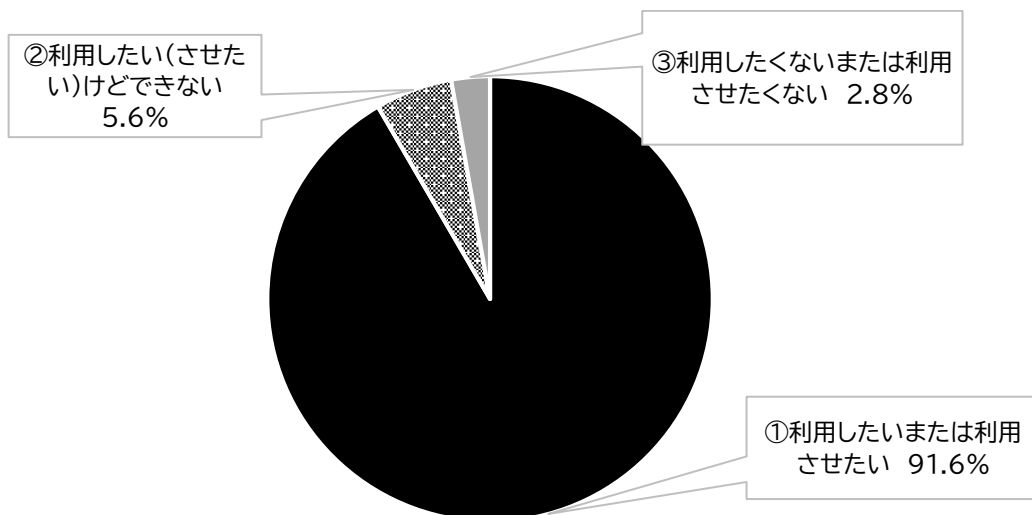


相談できる人が「いる」が約8割でしたが、2割が「いない」結果となっています。相談相手では、父母が最も多く、次いで友人となっています。「その他」では、「職場の同僚」が3件と最も多い結果でした。

6. 必要な支援について

問 16 あなたは、経済的な支援等を利用したい、またはお子さんに利用させたいと思いますか。(当てはまるものに○)

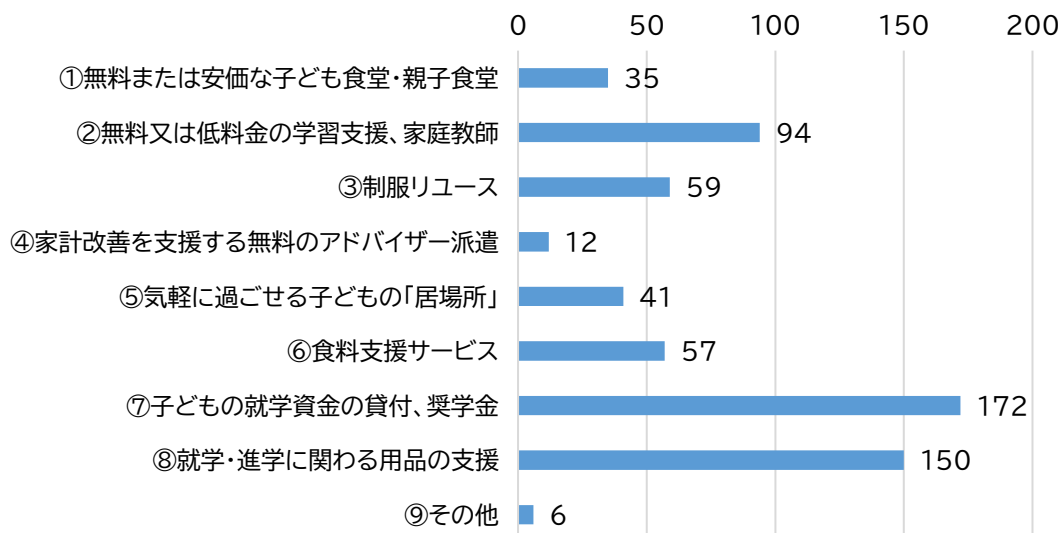
n=250



9割以上が、経済的支援等を「利用したいまたは利用させたい」との回答でした。

問 17 利用するとすれば、どのような支援を利用したいと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

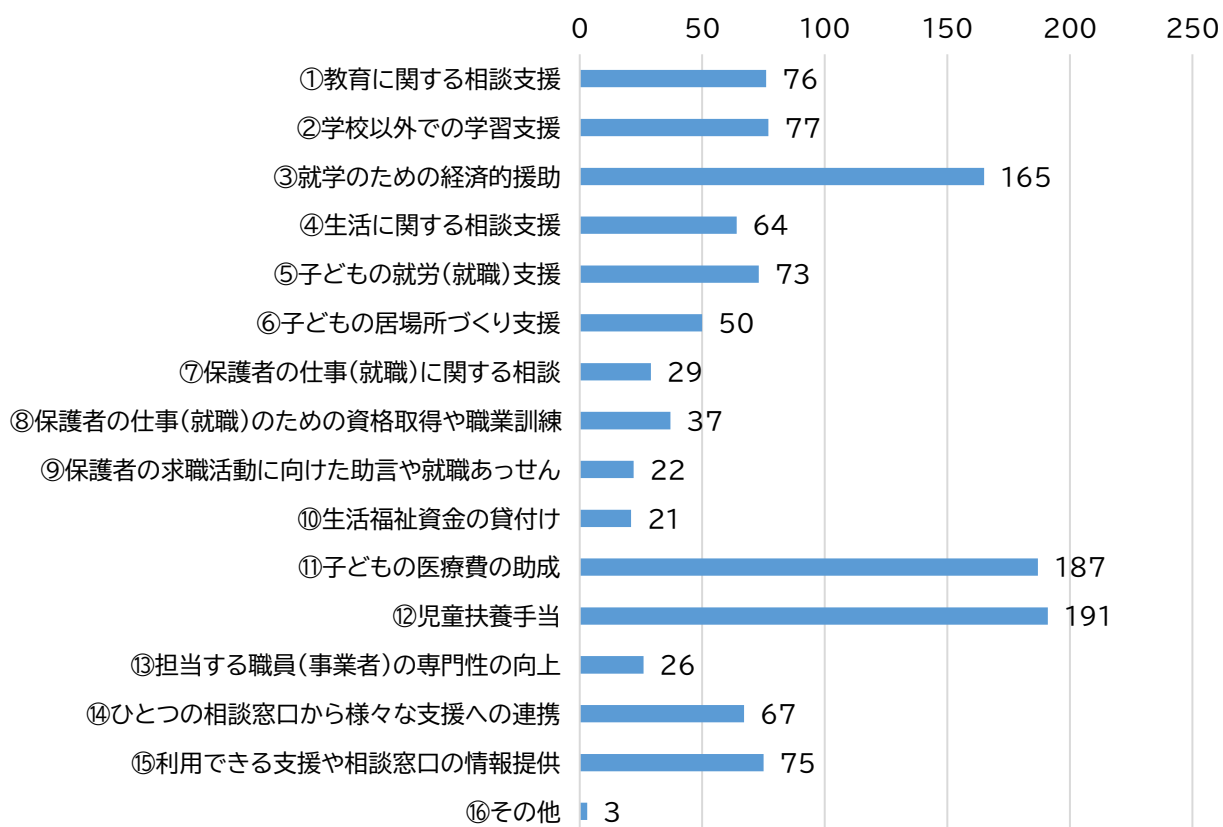
n=254



「子どもの就学資金の貸付、奨学金」「就学・進学に関わる用品の支援」といった学習や進学に関する支援が必要と回答が多くを占めていました。

問 18 子どもの成長を支援していくために重要と思われる事業、5つに○をつけてください。

n=261



子どもの成長の支援として「就学支援のための経済的援助」「子どもの医療費の助成」「児童扶養手当」など、経済的支援を求める回答が多くを占めていました。

問 19 その他、お子さんが夢や希望を持って健やかに成長するために、こんな支援があればいいと思うものについて自由に記入ください。

回答 42 件

手当てに関する こと	健やかに成長するためには親を支援する必要があると思う。相談窓口を設けるのはもちろんだが結局は経済的余裕がないからだと思う。お金の面で支援してほしいと思う。
	児童扶養手当の扶養義務者の所得制限限度額が低いと思う。
	ひとり親世帯に対する経済的支援や子どもの就学支援はより充実させた方が良いでしょう。所得の制限で支援が受けられず、でも実際の生活は生活保護や非課税の人達と同じくらい苦しいのはおかしいと思っています。養育費もろくにもらっていないひとり親家庭がたくさんあります。やりきれない気持ちでいっぱいです。
	マル福や児童扶養手当が本当に有難いです。
	就学・進学に関わる用品の支援や金銭的な支援が一番助かります。宜しくお願いします。
	1人親の年金、市県民税、国保の負担を少なくしてほしい。
	18歳になると児童扶養手当が支給されなくなるため、子どもが大学など進学を望んだ場合に少額でも手当（支援）があればいいと思いました。実際に来年卒業し、大学進学を望んでいるため悩んでいる。
	進学時期の準備金支援があれば助かります。子どもにはお金の心配などせずに勉学に集中してもらいたいです。
	もっとシングルマザーが入居できる住居の充実をお願いしたい。リホームや月々の家賃を安くするなど。
	進学時の貸付、奨学金が後々負担になって夢に向かって進学したはずなのに苦しめてしまうのではないかと不安に思う。負担にならないような支援がほしい。
	高校卒業（18歳くらいまで）継続的な経済支援。
	小さい頃の手当てよりも大きくなってからの手当のほうが良い。
	姉が高3で今は就職活動で職場見学など忙しくしています。もし、就職ではなく大学など進学希望だったとしたらどうしていたかわかりません。今も進学するための支援があると思いますが、大学に入るときの大きな金額負担の相談・支援があればと思います。
医療費に関する こと	ひとり親の場合。末子が18歳まで親も医療費、薬代を無料（マル福）にしてほしい。
	子どもの医療費の助成の強化、高校生の適用。

	<p>子どもが健やかに成長するためには親も健康でいなければいけないと思います。横手市などはひとり親の子どもだけでなく、その親もマル福に含まれているのですが… ぜひ検討していただきたいです。</p> <p>近隣の病院では治療できずに県外の病院へ行かなければならないとき、医療費だけでなく交通費も出していただけたら助かります。経済的に余裕がないと治療が受けられないのかと不平等さを感じました。</p>
子どもの居場所・遊び場に関すること	<p>整備された安全な遊び場（室内）、屋外公園（遊具）がほしい。</p> <p>親子で楽しめる場所や活動を支援してもらいたい。</p> <p>学校が休みの日の「預かり兼セミナー」みたいのがあれば土日でも安心して仕事ができると思う。</p> <p>子どもの遊び場がもっとほしい。</p> <p>公園の遊具を増やしてほしい。</p> <p>サークル活動</p> <p>学童が定員オーバーな日もあり、長期休暇の時等に困らない支援</p> <p>小学生には学童がある。中学生にも利用できる場所があるといい。（土日曜日でも利用できるような）勉強や仕事、いろんなことを教えてくれるような施設。</p> <p>子どもの居場所づくり支援の拡充</p>
学習に関すること	<p>無料や低料金の学習支援がほしい。湯沢市内だけでなく色々な場所にほしい。</p> <p>子どもの塾費用の支援。学力向上させたいが塾代が高いので行かせられなく困っている。</p> <p>生きるために使える制度があることを知る機会・支援。</p> <p>将来の夢が広がるよう、いろんな職場体験ができるようにしてほしい。なりたい職業があれば小さい頃から自分の夢や希望をもって頑張れると思います。湯沢の良い所を発信続けてほしいです。</p> <p>移動図書館、職業体験</p> <p>子どものうちに経験させたい課外授業、工場の見学、地元愛を育むための活動（ゴミ拾い、清掃活動）コロナで制限されているが楽しく学び、いずれ地元に貢献できるような支援があれば良いと考えている。</p> <p>インターンシップ、職場体験、地元企業紹介など今も充実しているとは思いますが拡充してもらおう余地はあるのでは。</p> <p>学校に行きたくても行けずにいる子が日中でも過ごせる場があると嬉しいし、リモートなどで勉強のサポートを受けられたらいいと思う。子ども食堂や市役所での無料の塾などがありますが市内中心部から遠</p>

	<p>く利用しにくいです。市全体どの地域も利用しやすい方法はないでしょうか。</p>
その他	<p>家が駅・バスまで遠く送迎が大変。冬も外で1人で待たせて仕事帰りにスピードを出して迎えに行くので自分も怖い。市内までのバスを格安で出していただけると本当に助かる。</p> <p>7/23 さきがけ新聞に上関の方（県外から嫁がれた）の投稿がありました。自分の子たちが小さいとき同じことを思いました。湯沢市はおくれています。若い人たちがいなくなるのもわかります。私も出ていきたいと思うことがあります。</p> <p>家庭の状況によって部活やスポ少に参加しにくい事がなくなればよいと思う。</p> <p>支援よりも社会で生きることは魅力が沢山あることを伝えたい。そのためにも元気だった頃の湯沢市、又は新しく元気で活気のある湯沢市にしたい（なってほしい）。子どもたちが関わる地域の中での職種が増えれば、子どもたちの世界や選択肢が増え、それが結果的に夢や希望につながると思う。大人・子どもみんなが笑顔の湯沢市がいいです！</p> <p>就職できる企業の数をもっとあれば地元で活躍させたいと思います。</p> <p>学校とうまくいけなくなった場合、学校側ばかりを守るのではなく、親と子の話を親身に聞いてくれ考えてくれる支援がほしいです。</p> <p>子ども服をリサイクルで希望者にゆずるというシステムに応募したことがありましたが、当選率も高かったけど外れてしまいました。希望サイズなど合致しないものもあったかもしれませんが、次回実施するときは経済状況（ひとり親世帯など）を考慮してくださるととてもありがたいです。</p> <p>小学生などの通学支援。低学年の子がたまに道端でしゃがみこんでいたりするのを見かけるので。</p> <p>スキーとか学用品、柔道着、裁縫道具の交換会がほしい。</p> <p>路線バスを利用して通学していますが、土日の部活帰りのバスがなく（昼で部活が終わっても14時頃のバスしかない）、迎えに行けない家族は不便です。部活終わりの時間だけでもスクールバス・循環バスが利用できるようになってほしい。</p> <p>障害がある人が通いやすい病院をつくれ！遠くても行くのがあたりまえのように言うな！</p>

3 ネットワーク会議から見える子どもの現状

ヒアリング調査結果

問1：子どもの貧困対策に取り組んでいる貴団体の活動内容について教えてください

社会福祉協議会	フードバンク、生活福祉資金、生活困窮者支援事業（相談・家計改善支援）
Murahoキッズ	子ども食堂、遊び場の開催
リード学舎	収入格差に影響されない平等な教育機会の提供、生育環境の改善に関する支援、週1回2時間の学習支援
ねこの手もかりたい	子ども食堂、防災キャンプ、クリスマスリース作り、進級・卒業祝い、配食
フォラックス教育	高校制服のリユース

問2：貴団体の活動の成果及び課題はどんなことですか。

【成果】

- ・社会福祉協議会では、貸付を行ったことで子どもが安心して学校生活送れている。
- ・子ども食堂の参加者が増え、配食数が200を超える状況。口コミで増えていると思う。
- ・ボランティア、協力企業がとても協力的で湯沢市の底力を感じている。
- ・コロナ禍で子どもの居場所がなくなる中で、居場所の一つとして遊び場や子ども食堂を開催出来ている。
- ・学習支援事業により、第一志望校に100%合格、資格取得率100%となっている。
- ・制服リユース事業では、利用者が年々増えており、制服があってよかったと毎年多くの声が聞かれ、子どもの安心した表情がある。市内高校3年生、好意的に毎年100着提供してもらっている。

【課題】

- ・生活福祉支援事業のお金を貸す事業で、貸した後の追跡が難しい。再度支援が必要な深刻な状況になっていることがある。
- ・就学支援関係のお金は子どもの名義で貸付している。子どもが就職したら返してもらおう。子どもへの負担が大きいのではないかと感じている。
- ・生活困窮者制度は親への支援が主。親の了解を得なければすぐに困窮状態を脱することが難しい。
- ・子ども食堂の予約がすぐ埋まる。子どもの貧困が進んでいると感じる。
- ・資金繰りが大変。

- ・制服リユース事業では、サイズの不マッチや、羽後町、横手市の制服が必要との声があった。
- ・費用面。赤い羽根の助成は1年おきでないと利用出来ない。市から補助金があるとよい。

問3：活動するなかで、経済的に支援が必要な状況にあるお子さんは増えていますか。また、そうしたお子さんたちに特徴的なこととして気づいたことはありますか。

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で特例貸付があり、延長貸付続いている。申請は親だが、世帯状況として未就学児や高校生のいる世帯が多い。コロナ貸付が終わったあとの世帯状況がどのようになっているのか心配。 ・経済的な理由として、子どもが進学や夢をあきらめる傾向がある。
Murahoキッズ	<ul style="list-style-type: none"> ・増えていると感じる。ひとり親で子どもと過ごす時間が少なかったり、出来合いの物を食べさせている人もいる。 ・働きながら子育てをしていて核家族が進んでいて、周りに頼れる人が少なくなっていると感じる。
リード学舎	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子は横ばいだと感じる。 ・学習方法にムラがある子であったり、計画性のない傾向がみられる。
ねこの手もかりたい	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が増え、配食数が200を超える状況。口コミで増えていると思う。 ・湯沢市の地域性を考えると、特定の人を支援するのではなく、包括的に支援することが必要だと感じている。そうすることで、貧困の人を取り込めると思う。
フォラックス教育	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせが年々増えている。 ・当初母子家庭100%だったが、昨年からは父子家庭も増えている。 ・子どもの表情が不安に見える子が多い。

問4：子どもの貧困対策として貴団体で今後取り組みが必要なこと、さらに市として取り組みが必要なことはどんなことだと思いますか。

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関連携が大事。 ・生活困窮であれば親が相談に来ることが多い。話を聞く中で、子どもの貧困にかかわるキーワードが出た時にはいち早くキャッチして関係機関につないでいかなければならないと感じている。 ・子どもの居場所がまだ不足している。応援できるような環境や人材育成も必要。
Murahoキッズ	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の電話までたどりつかないのではないか。何かこちらから手を差し伸べる支援が必要だと感じる。 ・小学生、ランドセルという高額なもの祖父母にお願いできずローンを組もうとしている人もいる。 ・給食費の支援も必要だと感じる。
リード学舎	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的疾患を抱える子どもが増えてきていると感じている。保護者への支援の充実が必要である。 ・市では色んな支援があるが、届いてないのではないか。情報発信等いい方法がないかと思う。
ねこの手もかりたい	<ul style="list-style-type: none"> ・場所を常設して活動できる設置主体は市が理想。信頼性、公共性、事故発生時の補償がある。 ・NPOとして資金繰りが難航している。 ・いろんな人が沢山の場所で開催出来るようになってほしい。
フォラックス教育	<ul style="list-style-type: none"> ・対象校の拡大。 ・子どもの居場所。学童登録のない子の行き場。 ・ヤングケアラーの実態調査。保護者へのアンケートでは実態が見えないと思うので、直接子どもへのアンケートの実施が必要だと感じている。

4 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、国の大綱に掲げる子どもの貧困に関する指標を設定します。

～子どもの貧困に関する資料～

※国・県の指標は秋田県子どもの貧困対策推進計画等から抜粋

No.	指 標	国 (調査時期)	県 (調査時期)	市 (調査時期)	目標
1	生活保護世帯の属する子どもの高等学校等進学率	93.7% (H30. 4. 1)	92.2% (H30)	100% (R3. 3. 31)	100%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1% (H29. 4～ H30. 3)	3.7% (H29. 4～ H30. 3)	0% (R3. 3. 31)	0%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0% (H30. 4. 1)	27.2% (H30)	0% (R3. 3. 31)	進学を希望する子どもに必要な支援を行います。
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学卒業後）	95.8% (H30. 5. 1)	100% (R1)	100% (R3. 3. 31)	子どもの意向にも配慮しつつ、全員の進学を目指します。
5	児童養護施設の子どもの進学率（高校卒業後）	30.8% (H30. 5. 1)	28.6% (H30)	0% (R3. 3. 31)	進学を希望する子どもに必要な支援を行います。
6	母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	44.4% (H27)	54.0% (R1)	66.9% (R3. 3. 31)	割合の増加を目指します。
7	年間就労収入 240万円以上の母子世帯の割合	—	17.1% (R1)	32.1% (R3. 3. 31)	割合の増加を目指します。
8	子ども食堂等子どもの貧困対策を実施している民間団体	—	10 (市町村数)	3か所 (実施団体数)	4か所

5 計画策定の過程

年月日	会議等	概要
令和4年7月8日	ヒアリング調査（子どもの貧困対策ネットワーク会議）	貧困対策に取り組んでいる関係団体と意見交換
令和4年8月	子どもの未来アンケート調査	児童扶養手当を受給している保護者を対象に調査 (363件配付 282件回収 回収率77.7%)
令和4年9月26日	第1回第2期湯沢市子どもの未来応援計画策定会議	第1期湯沢市子どもの未来応援計画の評価 子どもの貧困の現状について 子どもの貧困の課題について
令和4年11月28日	第2回第2期湯沢市子どもの未来応援計画策定会議	第2期湯沢市子どもの未来応援計画の推進体制について
令和4年12月21日	第3回第2期湯沢市子どもの未来応援計画策定会議	第2期湯沢市子どもの未来応援計画（素案）
令和5年1月4日～ 23日	パブリックコメント実施	ゆざわ広報、HP掲載 湯沢市役所本庁舎、雄勝総合支所、稲川総合支所、皆瀬総合支所
令和5年2月9日	湯沢市議会・全員協議会説明	第2期湯沢市子どもの未来応援計画について
令和5年3月		第2期湯沢市子どもの未来応援計画（確定）

6 湯沢市子どもの未来応援計画策定会議設置要綱

湯沢市子どもの未来応援計画策定会議要綱

平成 29 年 8 月 29 日

告示第 97 号

改正 平成 31 年 2 月 5 日 告示第 2 号

(設置)

第 1 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 4 条の規定に基づき、湯沢市子どもの未来応援計画（以下「計画」という。）を策定、評価、見直し及び変更するに当たり、広く意見を聴取するため、湯沢市子どもの未来応援計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定会議は、次に掲げる事項について、意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の評価、見直し及び変更に関する事項
- (3) 計画に係る施策を総合的に推進するために必要な事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、策定会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定会議は、委員 20 人以内をもって組織し、福祉保健部子ども未来課長をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保育・教育機関の関係者
- (2) 療育機関の関係者
- (3) 生活困窮支援の関係者
- (4) 主任児童委員
- (5) 行政関係職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年以内とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 策定会議に、会長及び副会長を置き、会長は福祉保健部子ども未来課長を、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 策定会議の委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、福祉保健部子ども未来課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月29日から施行する。

附 則（平成31年2月5日告示第2号）

この告示は、平成31年2月14日から施行する。

7 湯沢市子どもの未来応援計画策定会議 委員名簿

任期：令和4年3月22日から令和5年3月31日まで

※役職については委嘱時の役職となります。

役職	氏名	役職等
会長	佐藤 美奈子	子ども未来課 課長
副会長	小松 久雄	主任児童委員
委員	藤井 千雅子	秋田県立湯沢翔北高等学校 教頭
	富谷 祥彦	湯沢市立稲川中学校 校長
	佐々木 雅裕	湯沢市立山田小学校 校長
	阿部 潤子	秋田県立稲川支援学校 教諭
	岩川 明子	社会福祉法人湯沢保育会 いわさきこども園 園長
	後藤 孝	家庭教育支援チーム和輪人 リーダー
	阿部 浩美	トータルサポートスクール リード学舎 代表
	佐々木 身佳	湯沢市社会福祉協議会 地域福祉課 主事
	池部 亨	学校教育課 指導班 班長
	谷藤 真希子	生涯学習課 社会教育班 班長
	小原 勉	まちづくり協働課 未来づくり推進班 班長
	佐藤 浩行	福祉課 地域福祉班 班長
佐藤 洋一	子ども未来課 児童福祉班 班長	

湯沢市子どもの未来応援計画

令和5年3月策定

発行者 湯沢市福祉保健部子ども未来課

住 所 〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8275

FAX 0183-72-8301

<http://www.city-yuzawa.lg.jp/>